

一宮市景観計画

Ichinomiya City Landscape Plan

(素案)

本書に掲載しているイラスト・写真・グラフ等はイメージで、製本化の際にデザインが変更となる場合があります。

また、本書にて使用しているデータについて、公表までに更新等があった場合は、最新のデータに修正する場合があります。

令和3年〇月

一宮市

目次

序章 はじめに

1 景観とは	2
2 景観計画の概要	3
3 計画の位置づけ	3
4 計画の構成	4

第1章 一宮市の景観特性

1 一宮市の成り立ち	6
2 一宮市の地勢・土地利用	6
3 一宮市の景観特性	8
4 一宮市のランドマーク	10
5 景観形成上の課題	12
6 景観計画策定の視点	13

第2章 景観計画区域と方針

1 景観計画区域【景観法第8条第2項第1号関係】	16
2 基本理念	17
3 景観形成の基本方針【景観法第8条第3項関係】	18
4 ゾーン別景観形成の方針	19
(1) 軸の方針	20
(2) ゾーンの方針	22

第3章 行為の制限に関する事項【景観法第8条第2項第2号関係】

1 概要	28
2 届出対象行為	29
3 景観形成基準	31

第4章 景観重点地区に関する事項

1 概要	40
2 候補地区	40

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項【景観法第8条第2項第3号関係】

1 景観重要建造物の指定の方針	44
2 景観重要樹木の指定の方針	45

第6章 屋外広告物の行為の制限に関する事項 <small>【景観法第8条第2項第4号イ関係】</small>	
1 基本的な考え方	48
2 屋外広告物の行為の制限に関する事項	48

第7章 景観重要公共施設に関する事項 <small>【景観法第8条第2項第4号ロ関係】</small>	
1 指定の方針	50
2 指定基準	50

第8章 景観形成の推進に関する事項	
1 景観形成の推進に向けて	52
(1) 行政による取り組み	52
(2) 住民と事業者と協働で行う取り組み	53
2 地域における取り組み	54
3 景観形成の施策管理について	54

巻末資料 市政アンケート結果

序章 はじめに

- 1 景観とは
- 2 景観計画の概要
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の構成

序章 はじめに

1 景観とは

【景観とは】（※1）

- 身の回りにおける環境のうち、形、状態となってわれわれにみえ、感じとられるもの。
- 樹木や川、山等の自然、建築物、構造物、道路等の人工物、そして人間の社会活動等が混ざり合った、総体としてのその地域の姿。

【本計画の対象となる景観とは】

- 景観のうち、特に「公共的空間（※2）」に属するもの。

※1 景観：「広辞苑」によれば下記のように記述されている。

「風景外観、景色、眺め、現実のさま」

※2 「公共的空間」については、本計画では下記のように定義づける。

・河川、道路、公共施設等公有地の公共空間。

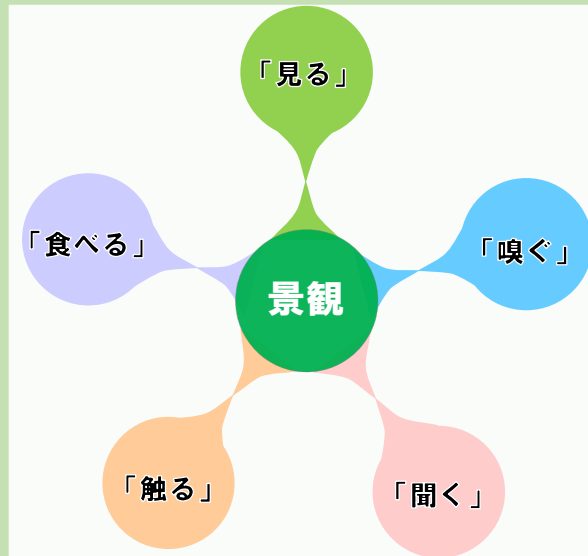
・私有地であっても、道路等から不特定多数の人の視線にさらされるもの。たとえば建物の壁や屋根、塀、垣根、庭先、商店の店構えや看板等、すなわちまちなみを道路等と一体的に形づくる要素。

ここで、「景観」に関して留意すべき点として、下記のような点があります。

○「景観」は目に見えるものを中心としながら、五感すべてで捉えるべきものである

人間が感じとる情報の多くは目から得るといわれており、本計画においても、基本的には「目に見える環境」を主な対象とします。しかしながら、景観は本来、五感（見る、聞く、嗅ぐ、食べる、触る、という体の感覚）すべてで捉えられるものであり、互いに関係、刺激をしあっています。

従って、本計画でいう「景観」は「目にみえるもの」を中心としますが、そこには五感が常に関係していることにも留意することとします。



○「景観」は「もの」を指すのみでなく、「もの」と「ひと」の関係性も示す

都市の景観は、住まいや産業等、生活文化のなかから作りあげられてきたものです。自然の景観であっても、そこには自然とともに暮らしてきた生活の文化が反映されています。

また「景観」は、みる主体によってそれぞれの感じ方は多様です。私たちが「景観」と呼ぶものは、そうした「景観が心に映るさま（気持ち）」も含まれています。

本計画では、「景観」を「物体、出来事」として扱いつつも、そのあり方を検討するに際しては、景観が形成されてきた背景である生活文化、そして景観に対する「愛着」「誇り」「懐かしさ」といった、市民（みる者）の内面との係りも重視していくこととします。

2 景観計画の概要

景観計画は、景観法に基づき、景観行政団体が定めることができる良好な景観の形成に関する計画です。

景観計画では、景観計画区域内における、基本方針や配置・形態・意匠・色彩などの景観形成基準を定めることができます。景観計画を策定すると、景観計画区域内における、建築物の建築等の行為が、届出・勧告により緩やかに規制できるほか、景観重要建造物や景観重要公共施設の指定、景観協定など景観法[※]に規定する制度が活用できます。

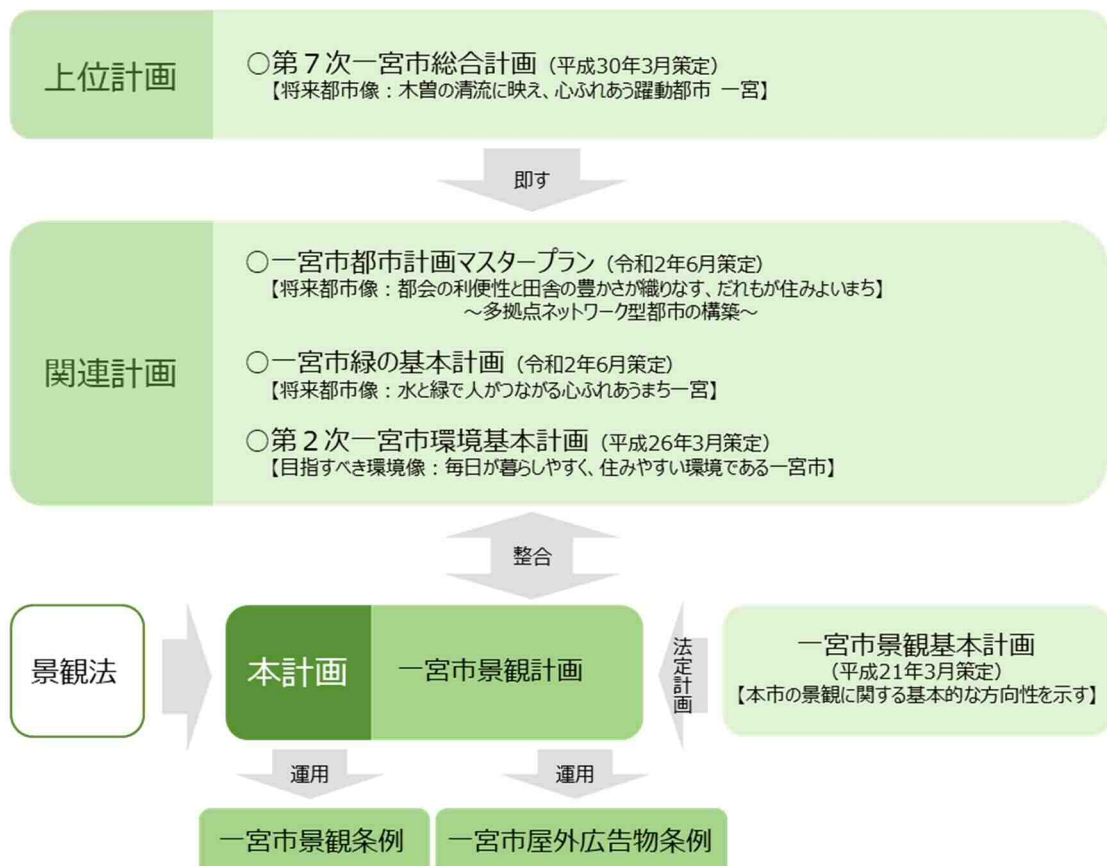
景観法

我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(景観法第一条(目的)より引用)

3 計画の位置づけ

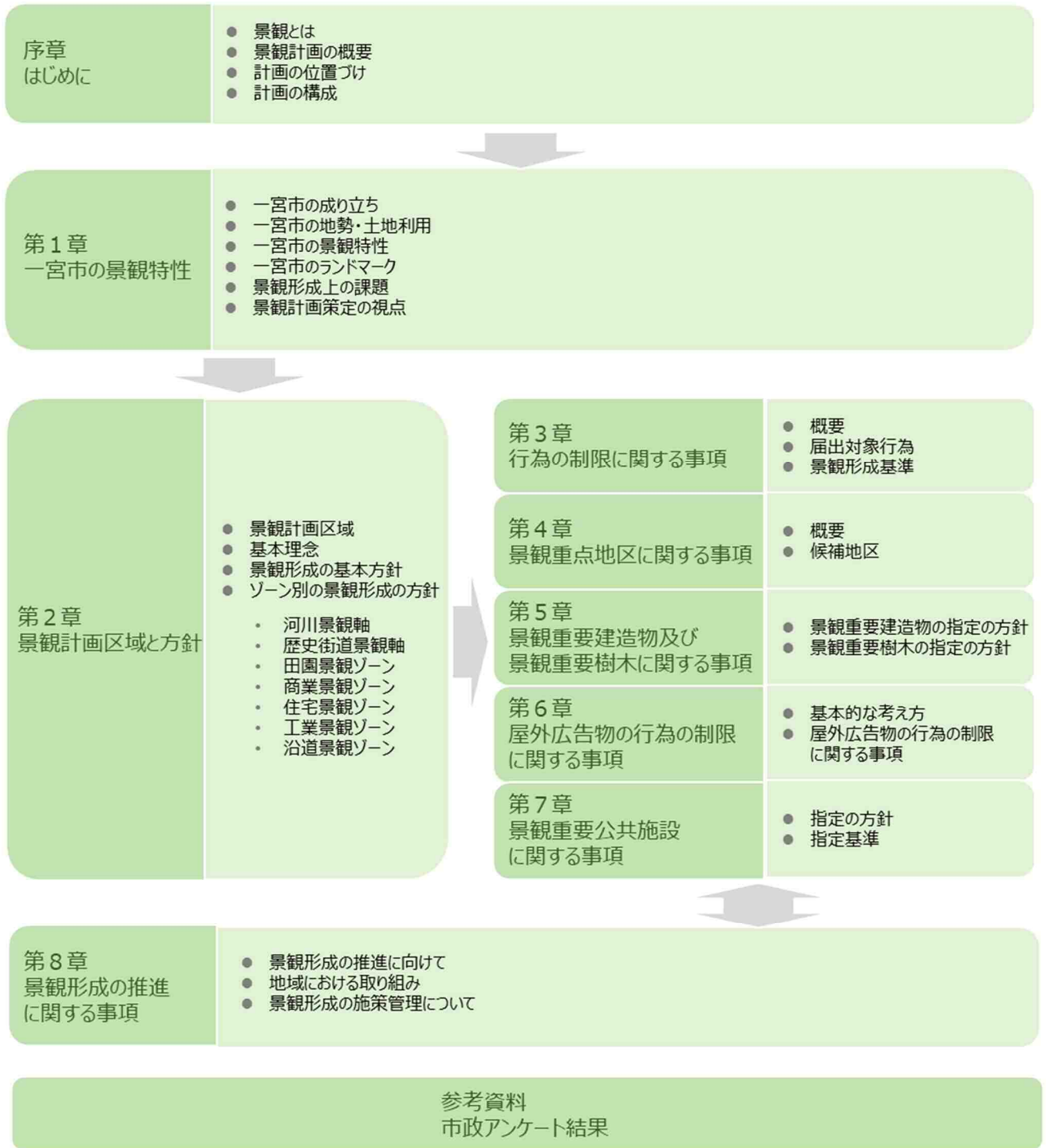
本計画は、上位計画に即し、関連計画との整合を図りながら、良好な景観を形成するための景観まちづくりに関する基本的な計画として策定します。



「一宮市景観計画」の位置づけ

4 計画の構成

本計画の構成は、以下に示すとおりです。



第1章 一宮市の景観特性

- 1 一宮市の成り立ち**
- 2 一宮市の地勢・土地利用**
- 3 一宮市の景観特性**
- 4 一宮市のランドマーク**
- 5 景観形成上の課題**
- 6 景観計画策定の視点**

第1章 一宮市の景観特性

1 一宮市の成り立ち

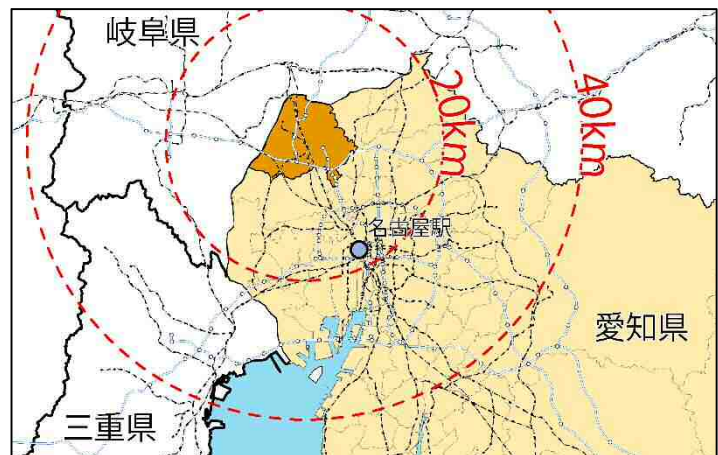
一宮市の中心地区は、尾張国の「一の宮」（国司がその国で最初に参拝する神社）である真清田神社の門前町として平安時代から栄え、市の名もこれにちなんでいます。

大正10年9月1日に一宮市として市制施行し、昭和15年・30年と2度の近隣町村との合併を経て市域を拡大したのち、平成14年4月には特例市に移行しました。平成17年4月1日に一宮市、尾西市及び木曾川町が合併し、現在の市域形成に至っています。

2 一宮市の地勢・土地利用

○一宮市の位置

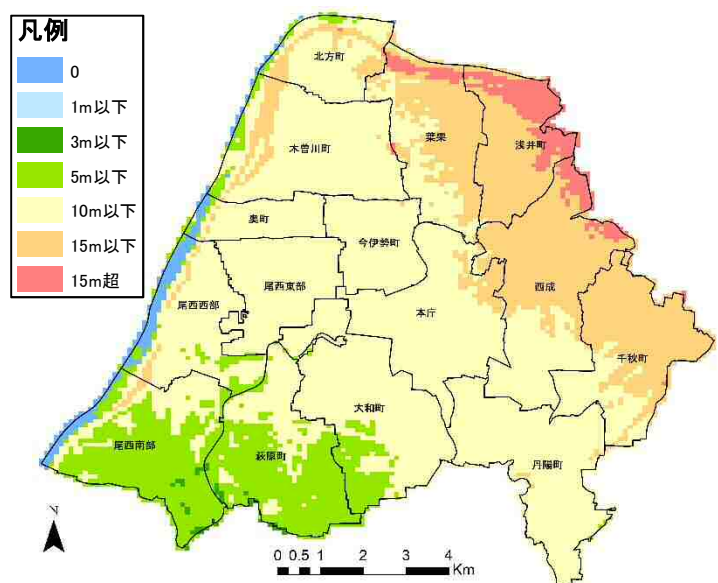
本市は、岐阜県との県境に位置し、名古屋市中心部（名古屋駅）から北西に約20kmの位置にあり、面積は113.82km²で、県土の約2.2%を占め、県内市町村で12番目の広さとなっています。



一宮市の位置

○一宮市の地形

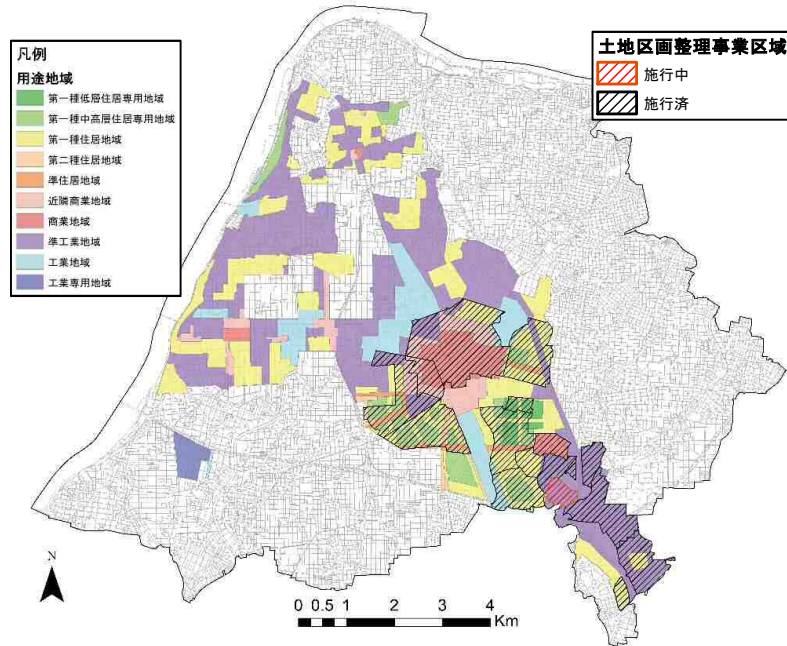
濃尾平野中央部に位置し、木曾川を挟んで岐阜県と接しています。木曾川沖積平野の低地であることから、高低差が少ない平坦地により構成されており、全体としては北東から南西方向への緩傾斜であり、ほぼ平坦な印象です。その一方、木曾川堤防付近における斜面地、そして市内に数多く流れる河川、旧河道と自然堤防等、微地形としての起伏は多くみられます。



一宮市の地形

※東京湾の平均海面を基準（標高0m）

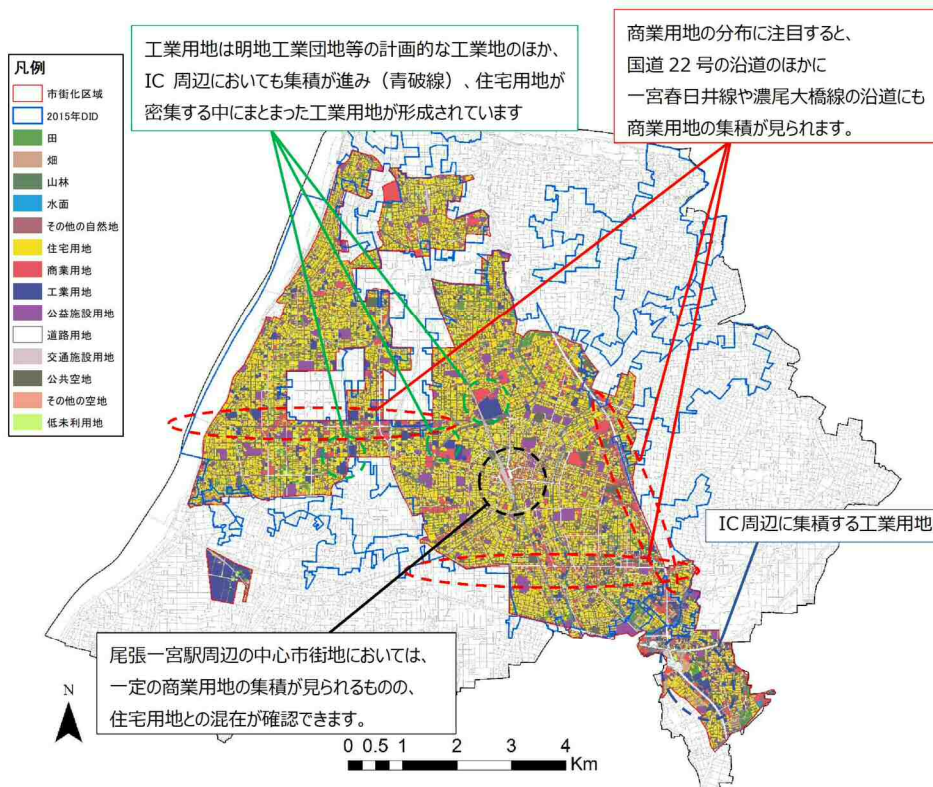
○用途地域及び土地区画整理事業



用途地域は、準工業地域が 42.5%とすべての用途地域の中で最も高い割合を占めています。準工業地域は、住宅と工場が混在し、景観が悪化することが懸念されます。また、工業系用途地域と住居系用途地域が隣接して存在するなど用途混在の用途地域が設定されていることが本市の特徴です。

本市の南部にて複数の土地区画整理事業が行われ、良好な居住環境を持つ住宅地が形成されています。

○土地利用現況

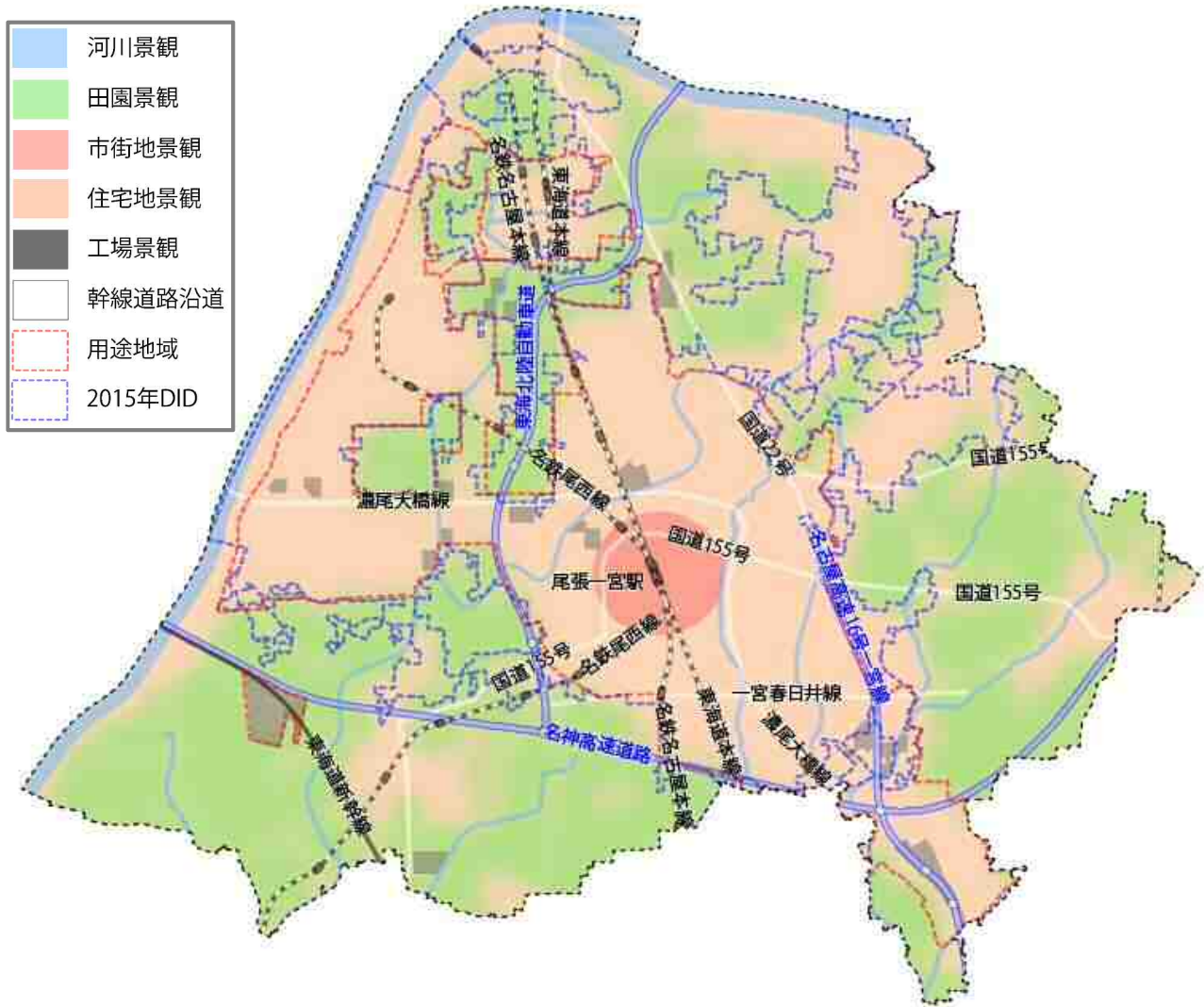


市街化区域の9割以上において都市的土地利用がなされ、住宅用地の占める面積が最も多くなっています。

3 一宮市の景観特性

- 本市の成り立ちや土地利用現況を踏まえると、「河川」、「田園」、「市街地」、「住宅地」、「工場」、「幹線道路沿道」の6つに景観構成要素を分類することができます。

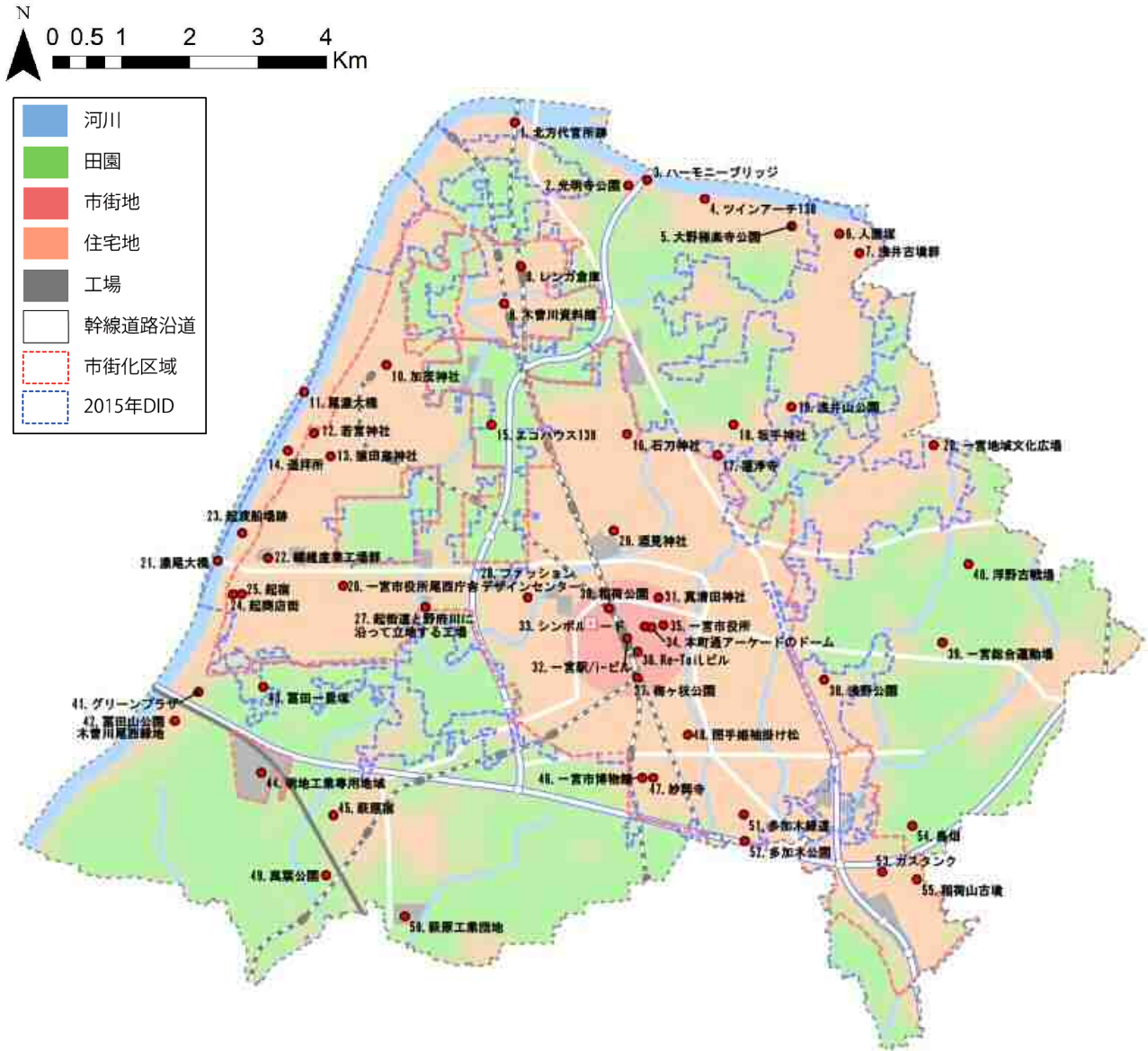
区分	主な景観資源
河川	木曽川、ツインアーチ 138、大野極楽寺公園、市内の中小河川
田園	島畑、エコハウス 138
市街地	真清田神社、一宮駅/i-ビル、シンボルロード、本町通アーケードのドーム
住宅地	起宿、多加木緑道、萩原宿、繊維産業工場群
工場	明地工業専用地域、萩原工業団地
幹線道路沿道	国道 22 号、国道 155 号

































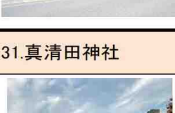
























<p>河川</p>	<p>木曽川をはじめ、日光川や青木川といった河川や水路の景観が数多く見られます。木曽川沿いには、国営木曽三川公園 138 タワーパークや、木曽川緑地公園など規模の大きい公園が立地しています。</p>		
<p>田園</p>	<p>市街化調整区域内においては、集落と田園が混ざり合った景観を見ることができます。一部農地においては、比較的大規模な太陽光発電システムが設置されています。</p>		
<p>市街地</p>	<p>尾張一宮駅を起点とした銀座通りや、真清田神社を起点とした本町通りアーケードなど、本市を代表するランドマークを中心とした一宮市の顔となる景観を見ることができます。</p>		
<p>住宅地</p>	<p>起地区や萩原地区といった古い町並みの他、区画整理事業が行われた住宅地がみられます。古くから、本市を代表する繊維産業に由来するのこぎり屋根を持つ建築物が点在しています。</p>		
<p>工場</p>	<p>明地工業専用地域や萩原工業団地など計画的な工業地が見られるほか、本市内を通る高速道路の IC 付近においては新たな工場の進出による、住宅と工場の混在もみられます。</p>		
<p>幹線道路沿道</p>	<p>国道 22 号や国道 155 号、一宮 IC 周辺といった主要な幹線道路周辺には多くの商業施設が立地するほか、素材や大きさなど様々な形態の屋外広告物が多数存在する景観がみられます。</p>		

4 一宮市のランドマーク

本市には、尾張一宮駅周辺の真清田神社や一宮駅（i-ビル）、市内に数多くみられる「のこぎり屋根」が特徴の繊維産業工場群、本市の北西を流れる木曽川にほど近い場所に建つツインアーチ 138 といった特徴的なランドマークが多数存在します。それらランドマークを、「自然景観」「歴史景観」「生活景観」「産業景観」に区分し、整理しました。



一宮市のランドマークの分布

1.北方代官所跡 	2.光明寺公園 	3.ハーモニーブリッジ 	4.ツインアーチ 138 	5.大野極楽寺公園 	6.人麿塚 
7.浅井古墳群 	8.レンガ倉庫 	9.木曾川資料館 	10.加茂神社 	11.尾濃大橋 	12.若宮神社 
13.猿田彦神社 	14.遥拝所 	15.エコハウス 138 	16.石刀神社 	17.蓮浄寺 	18.坂手神社 
19.浅井山公園 	20.一宮地域文化広場 	21.濃尾大橋 	22.繊維産業工場群 	23.起渡船場跡 	24.起商店街 
25.起宿 	26.一宮市役所尾西庁舎 	27.起街道と野府川に沿って立地する工場 	28.ファッションデザインセンター 	29.酒見神社 	30.稲荷公園 
31.真清田神社 	32.一宮駅(i-ビル) 	33.シンボルロード 	34.本町通アーケードのドーム 	35.一宮市役所 	36.Re-Tail ビル 
37.梅ヶ枝公園 	38.浅野公園 	39.一宮総合運動場 	40.浮野古戦場 	41.グリーンプラザ 	42.富田山公園木曾川尾西緑地 
43.富田一里塚 	44.明地工業専用地域 	45.萩原宿 	46.一宮市博物館 	47.妙興寺 	48.照手姫袖掛け松 
49.萬葉公園 	50.萩原工業団地 	51.多加木緑道 	52.多加木公園 	53.ガスタンク 	54.島畑 
55.稲荷山古墳 	※ランドマークは、一宮市景観基本計画（H21 策定）から時点修正				

自然景観	①地形 ②里山・奥山 ③河川 ④湖沼・ため池 ⑤海岸・海・干潟
歴史景観	①旧街道 ②歴史的なまちなみ ③文化財 ④近代化遺産
生活景観	①住まい・住宅地 ②公園・緑地・広場 ③農地・漁港 ④伝統行事
産業景観	①道路・鉄道 ②駅・港・空港 ③商業系 ④事務所系 ⑤工場系 ⑥伝統・地場産業 ⑦農業系

(資料：美しい愛知づくり基本方針4つの景観構成要素)

5 景観形成上の課題

これまでに整理した上位関連計画や本市の景観特性をふまえ、本市における景観形成上の課題を「美しい愛知づくり基本方針」の4つの景観特性（自然景観、歴史景観、生活景観、産業景観）に整理します。

【4つの特性の課題】

自然景観	<ul style="list-style-type: none"> ○木曽川の保全と景観性向上のための整備 ○水と緑のネットワークの維持 ○社寺林の保全
歴史景観	<ul style="list-style-type: none"> ○景観上重要な建造物・樹木の保存と活用 ○真清田神社の眺望景観の保全 ○旧街道筋のまちなみ保全
生活景観	<ul style="list-style-type: none"> ○良好な住宅地景観の形成
産業景観	<ul style="list-style-type: none"> ○一宮駅周辺「市の玄関口」としての景観形成 ○産業集積地の景観形成 ○田園景観の保全 ○幹線道路沿いの屋外広告物の整序

【4つの特性で区分できない共通の項目】

【景観誘導のルール化】

- 建築物や広告物のルール設定
- 屋外広告物のデザイン等の統一性や適正管理
- 幹線道路沿道の屋外広告物のコントロール、沿道景観形成

【協働の仕組みづくり】

- 支援の強化による市民協働の推進
- 「不法投棄やポイ捨てゴミ」、「管理されていない農地・空き地」の解消

6 景観計画策定の視点

これまでの景観施策から継承すべき視点に加え、これからの景観づくりに向けた新たな視点を踏まえ、景観計画策定の視点とします。

	特性	視点	説明
継承すべき視点	自然景観	自然環境を活かした景観づくり	木曽川をはじめ、水と緑のネットワーク等、自然環境の恩恵を活かした風景
	歴史景観	歴史資源を活かした景観づくり	真清田神社、旧街道筋に残る歴史資源を活かした風景
	生活景観	「親しみ、落ち着き」の感じられる景観づくり	意向調査結果に基づき、快適に住み、働くことができる環境の形成
新たな視点	産業景観	中心市街地の再構築に向けた景観づくり	歩きたくなる「中心市街地の再整備」に向けた方向性が求められている
	共通事項	メリハリの効いた景観づくり	市全体の将来像「落ち着く」、一方、銀座通りには「にぎやか」が共存する、「メリハリの効いた景観」が求められている

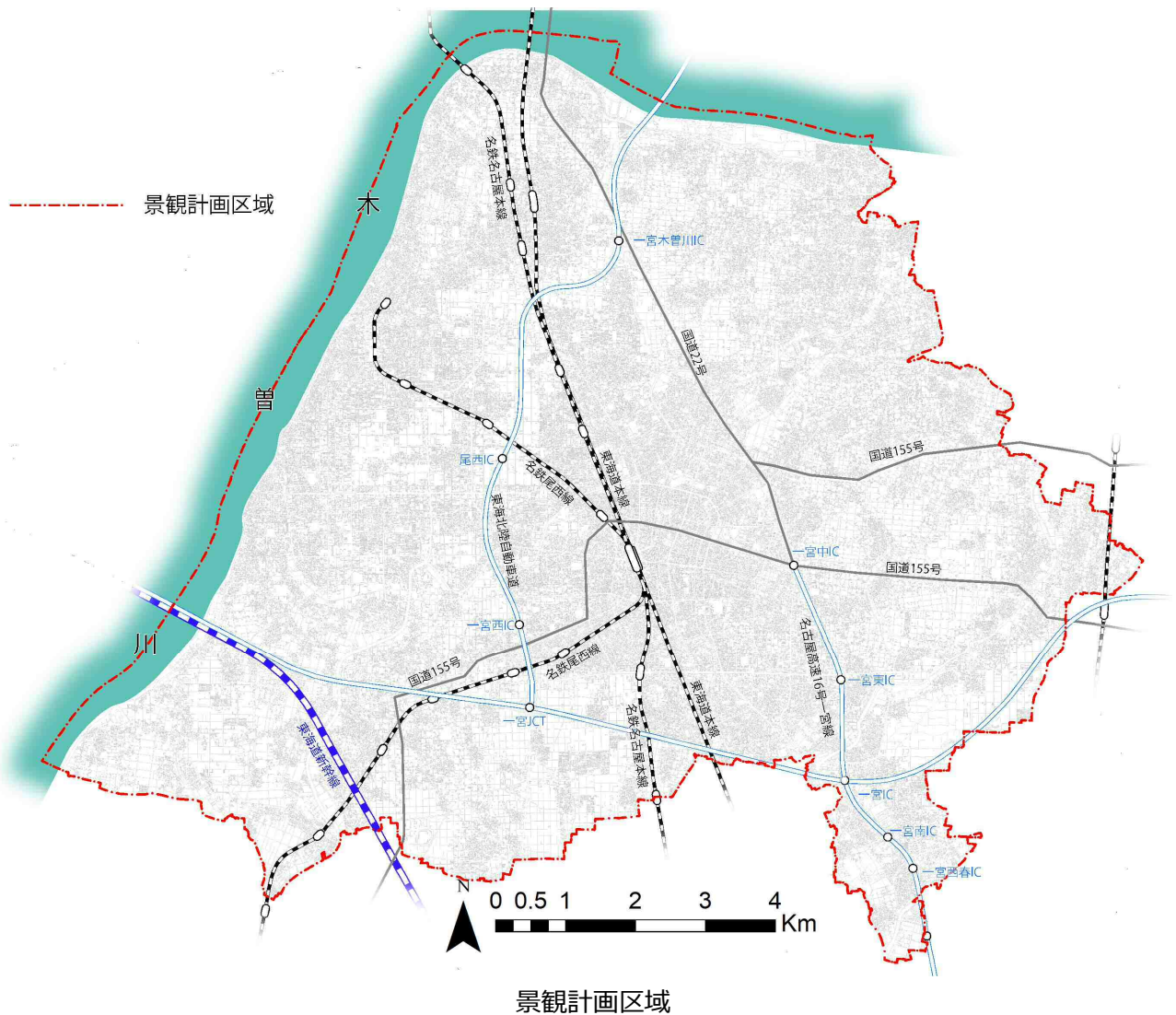
第2章 景観計画区域と方針

- 1 景観計画区域
- 2 基本理念
- 3 景観形成の基本方針
- 4 ゾーン別景観形成の方針
 - (1) 軸の方針
 - (2) ゾーンの方針

第2章 景観計画区域と方針

1 景観計画区域

本市は、本市境かつ県境として広大な木曽川が横たわっており、また市内の広範囲にわたり街道筋が走っています。さらに、中心市街地においては、一宮市の由来となった真清田神社が位置していることや、新たなランドマークである、尾張一宮駅など、本市の顔となる景観を構成しています。これらの市全体に影響のある景観を将来に引き継いでいくため、景観計画区域を一宮市全域とし、市全域で景観の形成に取り組んでいくこととします。



2 基本理念

「木曽川」の景観は市民が最も魅力を感じており、木曽川が存在が本市の「歴史」や「文化」を育み、尾張地域の中心として発展を後押ししてきました。そして、尾張地域の中心としての風格の中にも、市民から景観に求められる声が多かった「親しみ」を兼ね備えた景観こそが一宮市らしい景観となりえると考え設定するものです。



木曽川に育まれた歴史や文化が織りなす
親しみのあるまち 一宮



3 景観形成の基本方針

景観に関する上位関連計画をはじめ、これまでとらえた本市の景観に対する課題や新しい視点等を受け、市全域を対象とした本市特有の良好な景観形成のための理念を定めるとともに、これを達成するための5つの基本方針を設定します。

【方針1】中核市としての風格と親しみやすさを兼ね備えた景観づくり

令和3年に市政100周年を迎えて本市が中核市へ移行するにあたり、尾張地方の中心地として、一宮らしさから捉えた風格を磨き、親しみや安らぎが感じられる景観づくりを行います。

【方針2】木曾川に抱かれたふるさととしての自然景観づくり

一宮市民の一体感のよりどころであり、共有する原風景である木曾川をはじめ、平地に多数の河川や水路がネットワークされており、都市の中にある身近で雄大な自然景観を育み、触れ、親しめるような自然景観をつくっていきます。

【方針3】歴史や新しい文化が融合した、メリハリのある景観づくり

これまで本市が培ってきた歴史や文化が息づく深みのある景観に加え、商業、観光や交流における多様で新たな価値の創造や豊かな生活環境の醸成などの景観が融合した、深みとメリハリがある景観づくりを行います。

【方針4】活気とにぎわいのある景観づくり

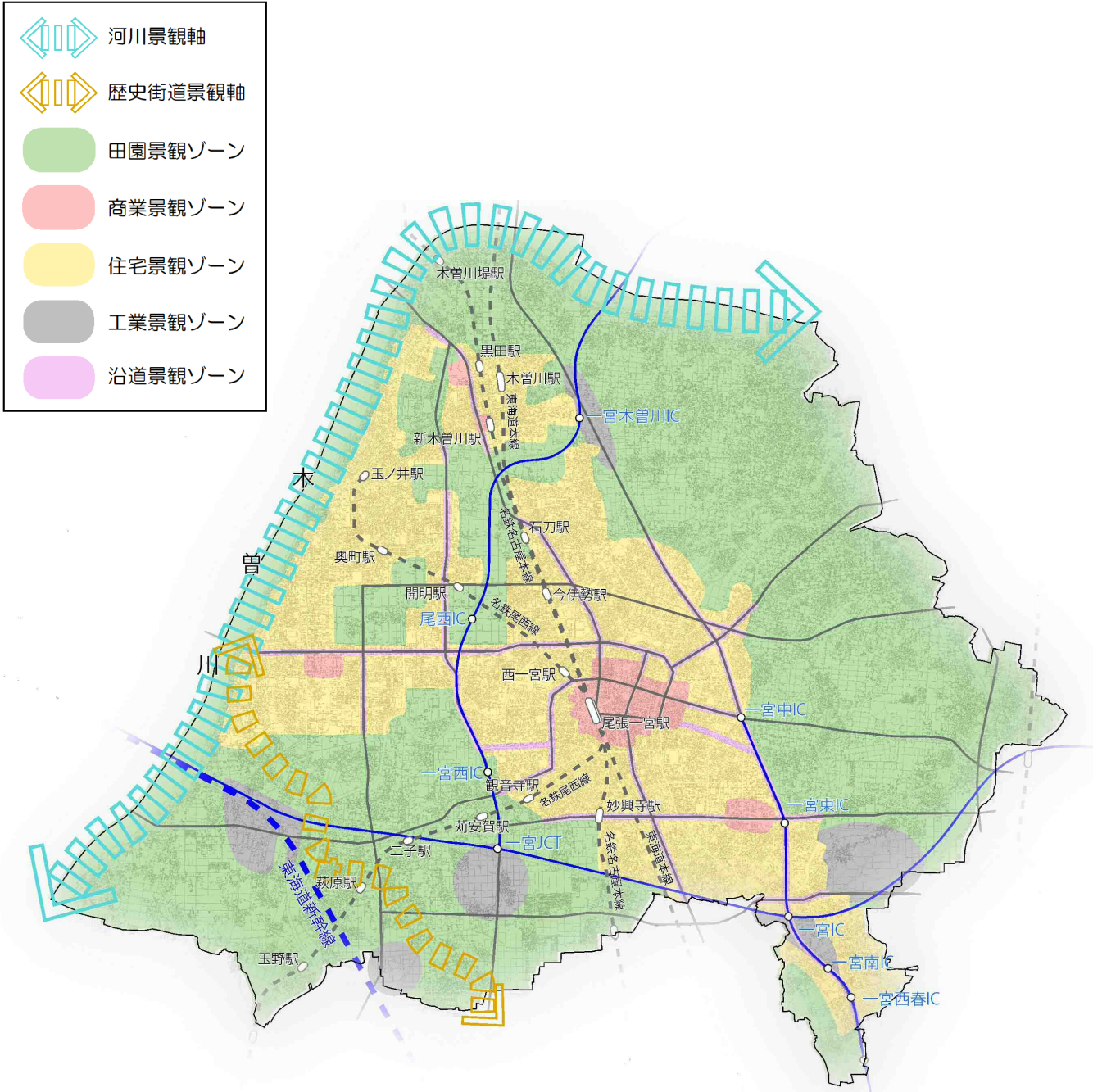
尾張地域の中核市として、交流人口の増大を図り、多くの人が行きかう市街地での活気や多様なにぎわいのある景観づくりを行います。

【方針5】官民連携による景観づくり

行政による公共空間の景観形成や保全のみならず、市民・企業の取組による影響が大きいことから、市民・企業・行政の協働により、多様で個性あふれる一宮らしい景観にむけ、体制づくりを構築します。

4 ゾーン別景観形成の方針

本市の景観特性をふまえ、市域において2つの軸と5つのゾーンを設定しました。軸とゾーンについて、それぞれの特性に合わせた景観形成の方針を定め、今後の景観形成の推進の指針とします。



軸・ゾーンの設定図

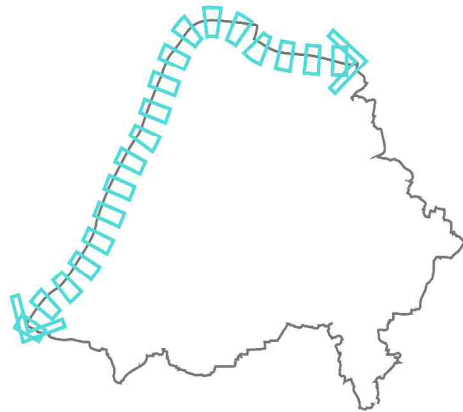
(1) 軸の方針

○河川景観軸

本市の県境には本市で最も特徴的な景観の一つである自然景観として一級河川の木曽川が流れています。市民が最も親しみを感じる景観であり、国営木曽三川公園 138 タワーパークをはじめ、木曽川緑地公園、富田山公園など様々な主体が管理する公園があることから、一体的な景観形成を推進する必要があります。

そのため、市域に沿って流れる木曽川左岸堤防の河川側を「河川景観軸」として定め、特別に景観形成の方針を定めます。

位置



木曽川堤防の河川側（木曽川堤外地）



特徴

木曽川沿いには、国営木曽三川公園 138 タワーパークや、木曽川緑地公園、富田山公園など規模の大きい公園が立地しており、自然豊かな景観が広がります。また、国営木曽三川公園 138 タワーパークには本市の代表的なランドマークである、ツインアーチ 138 が建っています。

木曽川沿いの景観は市民が最も魅力を感じる景観であり、木曽川堤外地からは一宮市内を望むことは出来ないものの、養老山地をはじめ対岸の山々を遠景に望むことができます。



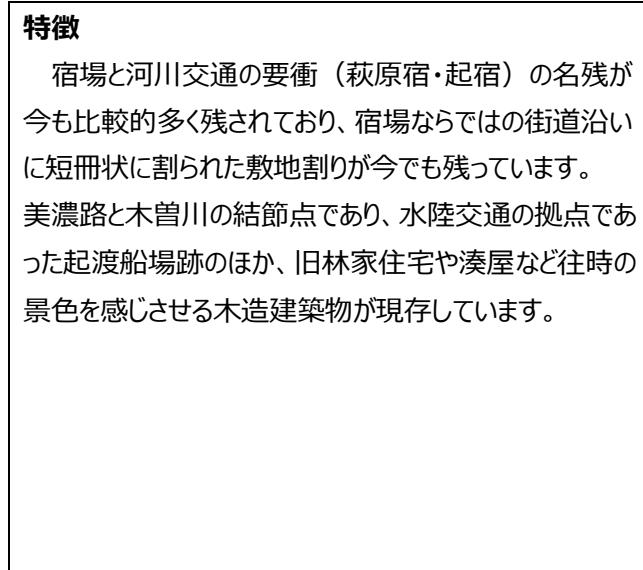
【景観形成の方針】

本市特有の木曽川や国営木曽三川公園 138 タワーパークなどへの景観の保全に努めます。また、木曽川堤外地からの眺望景観の保全・形成に努めます。

○歴史街道景観軸

本市には岐阜街道や巡見街道、美濃路など様々な街道が通っていました。近代以降の都市化によってその形成の多くは失われた一方で、美濃路については、宿場と河川交通の要衝（萩原宿・起宿）の名残が今も比較的多く残されています。

そのため、美濃路を「歴史街道景観軸」として定め、特別に景観形成の方針を設定します。



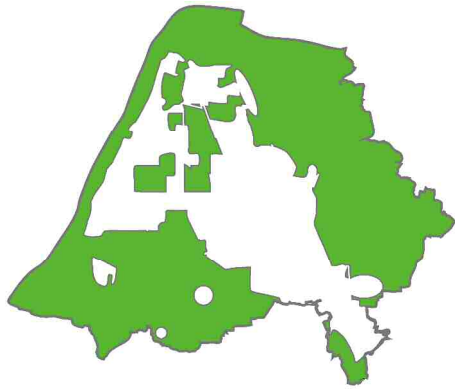
【景観形成の方針】

美濃路は、点在する、かつての宿場であったことを感じさせる史跡や建築物を活かした風情ある景観の保全・創出を図ります。

(2) ゾーンの方針

○田園景観ゾーン

位置



市街化調整区域のうち、都市計画マスタープランの土地利用方針図“産業拠点”を除いたエリア

特徴

濃尾平野の中央部に位置し、木曽川沖積平野の低地であることから、高低差が少ない平坦な農地が広がっています。

農地が広がる市街化調整区域においても多数の集落地が分布しており、農用地と一体的な田園景観が形成されている地域があります。

一方で、集落地に隣接してミニ開発が進んだり、耕作地にソーラーパネルが設置されるなど、集落地景観の喪失、農用地の分断等が進んでいます。

一宮 IC 付近には全国的にも珍しい大規模な島畑が見られます。

【景観形成の方針】

濃尾平野の平坦な地形からなる田園とその集落地が織りなす、落ち着いた田園景観の保全・形成に努めます。

田園景観を保全するために、屋外広告物やソーラーパネル等の設置の適正化に努めます。

●コラム●

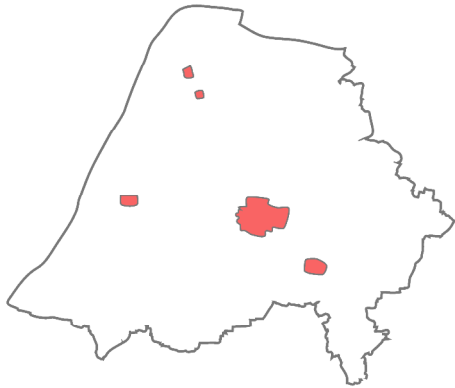
島畑（しまばた）

島畑とは、一筆の水田の内部に島状に畑地としている様から、そう呼ばれる農業景観です。平坦な地形という稲作を行うにあたっての水利不利条件を克服するため、導水できる高さまで土地を掘り下げ、副次的に出る残土を積み上げ、その土地を畑として利用したもので、かつては日本全国で確認ができましたが、灌漑・圃場整備が進むにつれ減少しました。当該地域ほどの規模の島畑が残存していることは非常に珍しく、本市を代表する産業景観の一つです。



○商業景観ゾーン

位置



都市計画マスタープランの土地利用方針図
“商業業務地”



特徴

真清田神社を起点とした本町通りや、尾張一宮駅前ビル（i-ビル）を起点とした銀座通りなど、古くから尾張地方の中心市街地として発展してきた市街地景観が形成されています。

真清田神社は尾張国の一宮であり、本市の名称もこれにちなんでいます。その正面にある「宮前三八広場」では、江戸時代中期において、日用品の交換や綿織物売買のための市場である「三八市」が開かれていた歴史があり、往時の賑わいが現在の中心市街地のルーツとなり、現在でも真清田神社は一宮市の代表的なランドマークとなっています。

2012年（平成24）に供用開始した、尾張一宮駅前ビル（i-ビル）は図書館や子育て支援センターなどを有しており、本市の顔としての新たなランドマークとなっています。

本町通りにある開閉式天蓋型アーケード商店街は、毎年行われる七夕まつりのメイン会場となっており、真清田神社へ続くこの通りは本市を代表する景観のひとつとなっています。

黒田駅の西には大規模商業施設を中心とした風景に加え、新木曾川駅西側、尾西庁舎周辺や一宮東 IC 西側においては商業施設と住宅地が混ざりあった景観が広がっています。特に、せんい地区は、街路樹や、公園などの比較的緑の多いまちなみとなっています。



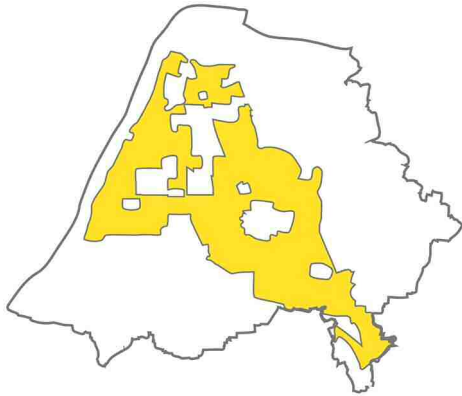
【景観形成の方針】

古くから尾張地方の中心市街地として栄えてきた真清田神社を中心とした歴史的なまちなみ景観を保全します。

尾張一宮駅前ビル（i-ビル）や銀座通り周辺は本市の新たな玄関口として、一体的な景観の形成を図ります。

○住宅景観ゾーン

位置



市街化区域のうち、商業景観ゾーン、工業景観ゾーン、沿道景観ゾーンを除いたエリア



特徴

住宅景観ゾーンの南部においては戦後、複数の地区で土地区画整理事業が行われており、これによって計画的に整備された住宅地が広がっています。

多加木緑道や尾西緑道、毛受緑道など複数の緑道が存在し、市民が身近にみどりと接することのできる空間として、親しまれています。

繊維産業に由来するのこぎり屋根の木造建築物が点在しているほか、一部地域においてはこの地域の特徴であるのこぎり屋根の意匠を取り入れた店舗など見ることができます。



【景観形成の方針】

本市の代表的な産業である繊維産業に由来するのこぎり屋根の建築物が点在する、地域特有のまちなみ景観を保全します。

市内に複数存在する緑道は、市民が身近にふれあうことのできる貴重なみどりであるため、これら緑道の適正な維持管理に努めます。

ゆとりある豊かな生活の維持のため、住宅地の景観を保全します。

○工業景観ゾーン

位置



都市計画マスタープランの土地利用方針図
“専用工業地、工業地、産業拠点”



特徴

既存工業地及び、新たに企業誘致をはかる産業拠点からなるゾーンであり、既存の工業地である萩原工業団地や明地工業専用地域においては計画的に整備された工場が広がっています。
周辺環境との調和を図る緑地や街路樹が整備されています。

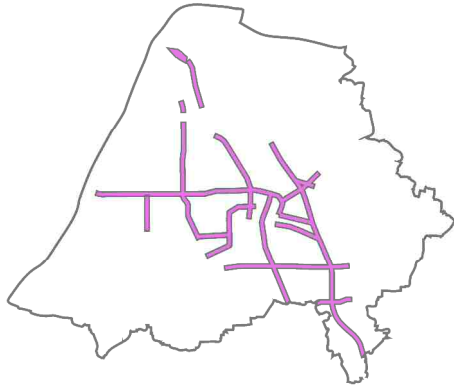


【景観形成の方針】

企業との協働により周辺と調和した景観への取り組みを推進します。
敷地内緑化などにより、ゆとりある空間を確保し、圧迫感を与えない工業地の景観の形成を目指します。

○沿道景観ゾーン

位置



市街化区域のうち、商業景観ゾーンを除く
主要幹線道路の沿道



特徴

主要幹線道路沿道の商業施設が立ち並ぶゾーンであり、大型小売店舗やロードサイド型の飲食店等が立ち並ぶ景観が見られます。

商業施設のほか、それに付随して、色や大きさのほか、のぼりや、デジタルサイネージなど様々な形態の屋外広告物を数多く見ることができます。



【景観形成の方針】

企業との協働により周辺と調和した景観への取り組みを推進します。
屋外広告物への配慮を促し、一体感のある沿道景観を形成します。

第3章 行為の制限に関する事項

- 1 概要**
- 2 届出対象行為**
- 3 景観形成基準**

第3章 行為の制限に関する事項

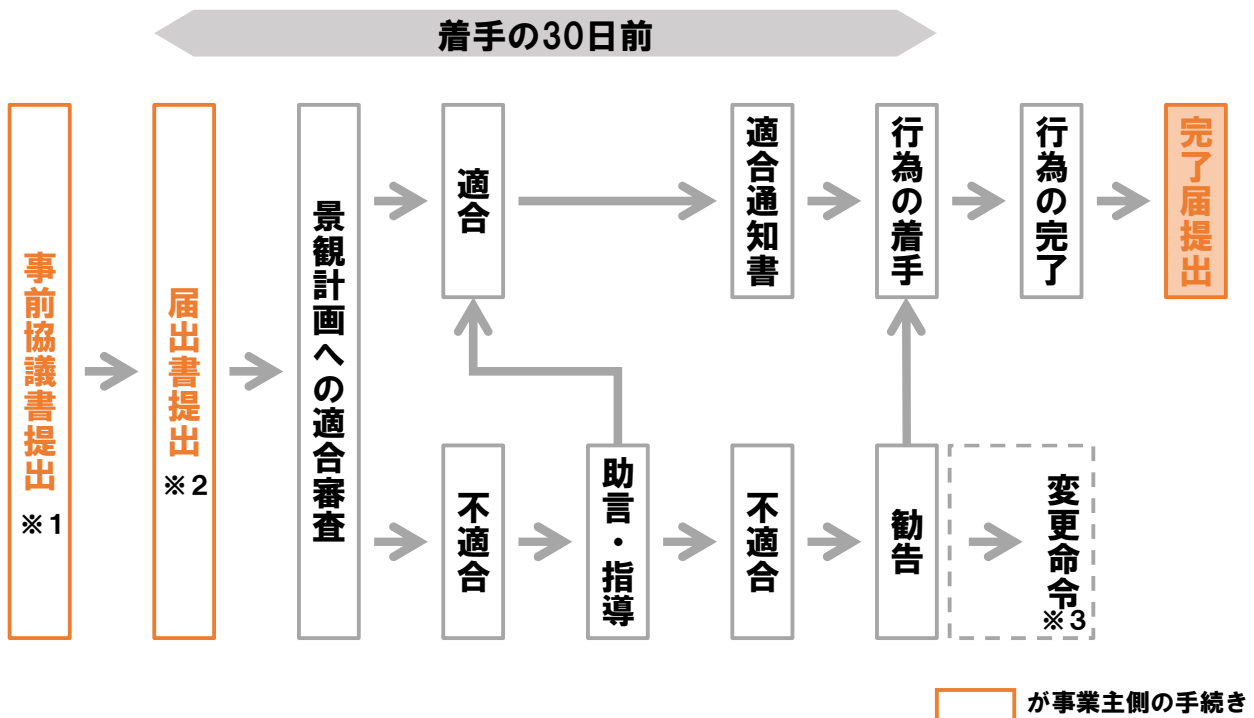
1 概要

本市特有の景観を維持保全することを基本としつつ、景観形成を推進するため、景観形成方針に基づき、建築物や工作物、開発行為等において届出が必要な行為（届出対象行為）及びそれに対する景観を形成するための基準（景観形成基準）を定めます。

特定届出対象行為（景観法第17条第1項）

特定届出対象行為とは、景観条例で定めることにより、景観形成基準のうち形態意匠の制限に適合しない場合に設計変更命令を行うことが可能になる行為です。

【届出フロー】



※1 円滑な手続きのため、事前協議の制度を定めます。

※2 届出対象となる行為については、行為の着手30日前までに市へ届出が必要になります。（景観法第16条第1項）

※3 変更命令は、将来的に検討・設定される「景観重点地区」のみについて「特定届出対象行為」を対象としています。

景観上、影響が大きいと思われる行為（大規模な建築物、ランドマークとなる建築物等）については必要に応じて「一宮市景観審議会」において審査を行うものとします。

2 届出対象行為

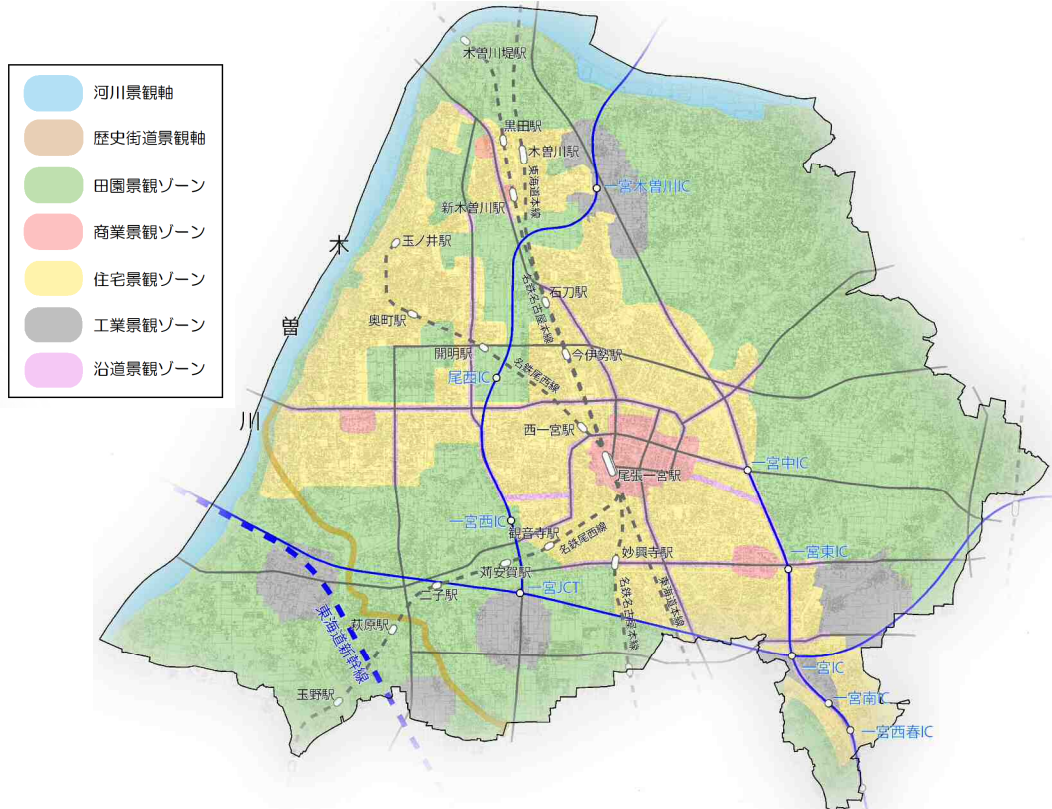
建築物と工作物の建築行為については、市全域において、景観に与える影響が大きい一定規模以上の行為を対象とします。市全域を対象とした届出対象行為は下表のとおりです。

市全域において、これらの行為を行う場合は、市（市長）への届出が必要です。

【届出対象行為（建築物・工作物）】

届出対象 行為		区分						
		河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
建築物	改築、移転、 建築物の新築、増築、 外観を伴う修繕	・全て	・高さ10m超 ・建築面積 300㎡超	・高さ10m超 ・建築面積500 ㎡超	・高さ13m超 ・建築面積1000㎡超		・高さ15m超 ・建築面積 1000㎡超	・高さ13m超 ・建築面積 1000㎡超
工作物※		・全て	・高さが10m超 ・建築物と一体となって設置されるもの ・高さが5m超、かつ当該建築物の高さとの合計が10m超		・高さが13m超 ・建築物と一体となって設置されるもの ・高さが10m超、かつ当該建築物の高さとの合計が13m超		・高さが15m超 ・建築物と一体となって設置されるもの ・高さが10m超、かつ当該建築物の高さとの合計が15m超	・高さが13m超 ・建築物と一体となって設置されるもの ・高さが10m超、かつ当該建築物の高さとの合計が13m超
		<ul style="list-style-type: none"> ・高さが5mを超える擁壁、その他これに類するもの ・長さが10mを超える橋りょう、高架道路、高架鉄道、その他これらに類するもの 						
開発行為		・開発区域の面積 3,000 ㎡以上の開発行為						

※工作物：煙突、塔、高架水槽、橋りょう、高架道路、高架鉄道、製造施設、貯蔵施設、水道・電気等の供給施設、通信施設、ごみ等の処理施設、野球場・庭球場等の運動施設、遊園地等の遊戯施設等、市長が指定したもの



【参考】届出対象行為イメージ

届出対象行為		イメージ図(例: 歴史街道景観軸)
建築物		<p>高さ10m超 建築面積300m²超</p>
工作物	新築、増築、改築、外観の変更を伴う修繕もしくは模様替または色彩の変更	<p>擁壁、その他これに類するもの</p> <p>5m超</p>
		<p>橋りょう、高架道路、高架鉄道、その他これらに類するもの</p> <p>10m超</p>
		<p>煙突、塔、高架水槽、街灯、照明灯、アンテナその他類するもの 上記のうち、建築物と一体となって設置されるもの</p> <p>製造施設、貯蔵施設、水道、電気等の供給施設、通信施設、ごみ等の処理施設、公衆電話所、バス停留所、標識、ベンチ、ごみ入れその他これらに類するもの 上記のうち、建築物と一体となって設置されるもの</p> <p>高さ10m超 高さ5m超 かつ高さ10m超 高さ10m超 かつ高さ10m超</p>

3 景観形成基準

市全域における届出対象行為に対する景観形成基準は下表のとおりです。

なお、色彩の基準については、市内の110サンプルの現地写真から地域の色を抽出し、色相・明度・彩度により把握した地域特性に基づき設定しています。

景観形成基準	区分						
	河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
・河川景観の連続性を意識し、まとまりある景観を形成する。	●						
・歴史街道景観の連続性を意識し、まとまりある景観を形成する。		●					
・まちなみの連続性を意識し、まとまりある景観を形成する。			●	●	●	●	●
・建築物前面には可能な限り空間を設けて、緑化する。	●	●	●		●	●	
・隣り合う建築物の壁面位置を揃えるよう、できる限り前面道路から後退し、圧迫感のない配置とする。	●	●	●	●	●	●	●
・大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。		●	●	●	●	●	●
・公開空地や緑地を設ける場合は、憩いや賑わいが醸しだされるよう工夫するとともに、隣接する空地との連続性に配慮した配置とする。				●	●		●
・ただし、周辺の建築物等の壁面位置が揃っている場合はこの限りではない。	●	●	●	●	●	●	●

「●」：該当箇所

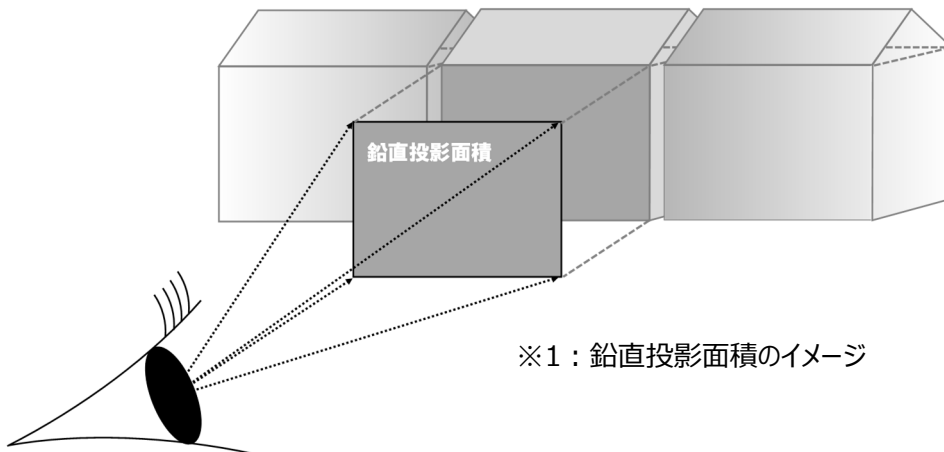
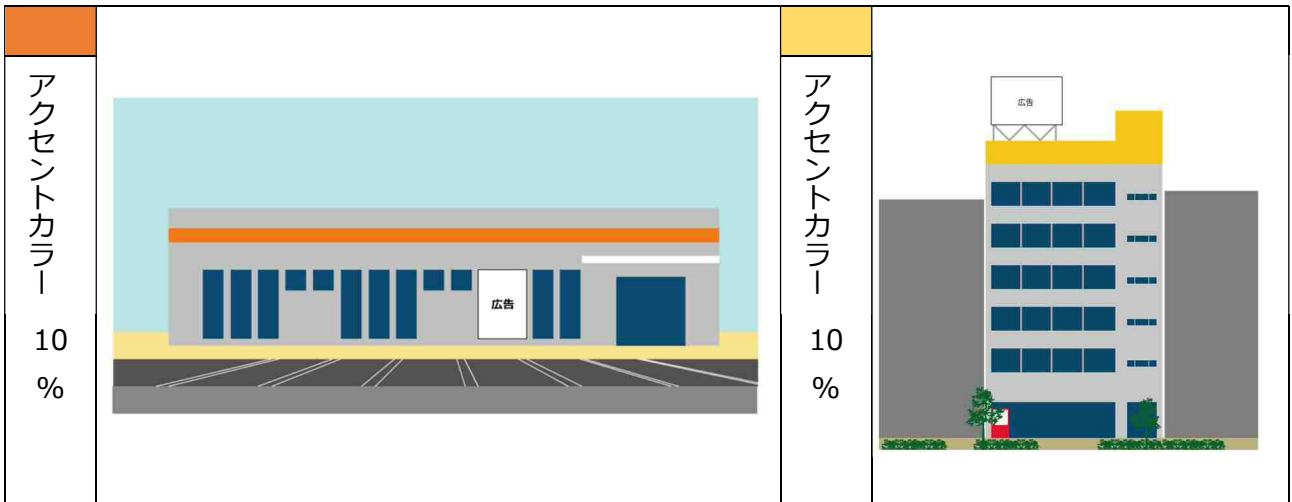
景観形成基準		区分						
		河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
形態・ 意匠	・堤防等から俯瞰されることを踏まえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。	●						
	・歴史街道沿いの建築物は、歴史的資源や伝統的建築物と調和するデザインとする。		●					
	・田畑近傍に立地する建築物は、田園景観と調和するデザインとする。			●				
	・商業・事務系の建築物は、にぎわいと品位を高めるデザインとする。				●			
	・マンションをはじめ大型建築物は、落ち着いたデザインとする。					●		
	・工場、倉庫系の建築物は、周辺に圧迫感を与えない落ち着いたデザインとする。						●	
	・商業系の建築物は、にぎわいと沿道の一体感を高めるデザインとする。							●
	・河川景観との調和に配慮する。	●						
	・周囲の建築物や歴史街道との調和に配慮する。		●					
	・周囲の建築物やまちなみ及び田園景観との調和に配慮する。			●				
	・周囲の建築物やまちなみとの調和や統一感に配慮する。				●	●	●	●
・建築物の低層部における形態、意匠に配慮し、歩くのが楽しくなる快適な歩行空間を創出する。				●				

「●」：該当箇所

景観形成基準		区分						
		河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
色彩	・建築物の外壁は、周辺のまちなみや建築物と調和した色彩とする。	●	●	●	●	●	●	●
	・派手な色は用いない。色彩は色彩基準（別途示す）を超えないものとする。	●	●	●	●	●	●	●
	・ただし、着色していない木材、土壁等の自然素材や無彩色のガラス等の材料によって仕上げられた部分の色彩または鉛直投影面積※1の100分の10以下の範囲で、外観のアクセント色（アクセントカラーの例は下記を参照）として着色される部分の色彩においては、この限りではない。	●	●	●	●	●	●	●
素材	・周辺の景観と調和し、経年変化による退色や汚損しにくい素材を用いる（自然素材は除く）。	●	●	●	●	●	●	●

※色彩基準については、マンセル表色系に基づき別途設定しております。（P36 参照）

「●」：該当箇所



※1：鉛直投影面積のイメージ

景観形成基準	区分						
	河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
付 属 設 備	・空調室外機等の建築設備は、河川敷、堤防道路等から見えない位置に設ける。	●					
	・空調室外機等の建築設備は、道路等から見えない位置に設ける。		●	●	●	●	●
	・やむを得ず設ける場合は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設ける、又は緑化により周囲の景観を阻害しない。	●	●	●	●	●	●
	・屋上に設置する場合は、河川敷及び堤防道路から見られることに配慮し、見えにくい位置に配置するように努める。又は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設けて周囲の景観を阻害しない。	●					
	・屋上に設置する場合は、道路及び隣り合う建築物等から見られることに配慮し、見えにくい位置に配置するように努める。又は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設けて周囲の景観を阻害しない。		●	●	●	●	●
外 構 ・ 緑 化	・敷地内は植栽などにより緑化する。	●	●	●	●	●	●
	・敷地内の沿道部には樹木や花壇を設け、四季を演出する。			●	●	●	●
	・工場、倉庫においては、周囲の景観との調和に配慮しながら、敷地外周への中高木を植栽する。					●	
維 持 ・ 管 理	・建築物の良好な外観が保たれるように、維持・管理する。	●	●	●	●	●	●

「●」：該当箇所

【景観形成基準（工作物）】

行為制限項目	景観形成基準
配置	・周辺の景観に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。
形態・意匠	・歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置する。
色彩	・大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。
素材	・周辺の景観に配慮し、周囲から過度に目立たない形態、意匠とする。
付属設備	・周囲に違和感や圧迫感を与えないよう、全体としてすっきりとした形態、意匠とする。

※ランドマークとしての役割を果たす建築物等で、(一宮市景観審議会の意見を聴いて)市長が景観形成上必要と認める場合においては、この限りではない

【景観形成基準（開発行為）】

行為制限項目	景観形成基準
立地する場所の景観特性への配慮	・敷地内及び周辺の良好な樹林や河川、水辺などを生かすよう配慮する。
土地の形質の変更	・開発に伴う法面や擁壁は長大となることは避け、周囲に圧迫感を与えないよう配慮し、やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置により、周囲と調和させる。
大規模開発における良好なまちなみ・景観の誘導	・既存の樹林地はできる限り保全・活用する。

色彩基準のカラーチャート（市全域）

色彩基準は、JIS（日本工業規格）Z8721「色の表現方法—三属性による表示」に採用されている「マンセル表色系」※に基づき設定します。

※マンセル表色系

色彩は、白や黒といった無彩色と、赤や青といった有彩色に分けられます。有彩色は、いくつかの色みに分けることができ、これを「色相」といいます。また、無彩色も有彩色も明るさの違いがあり、これを「明度」といいます。さらに、有彩色では、あざやかさの違いがあり、これを「彩度」といいます。

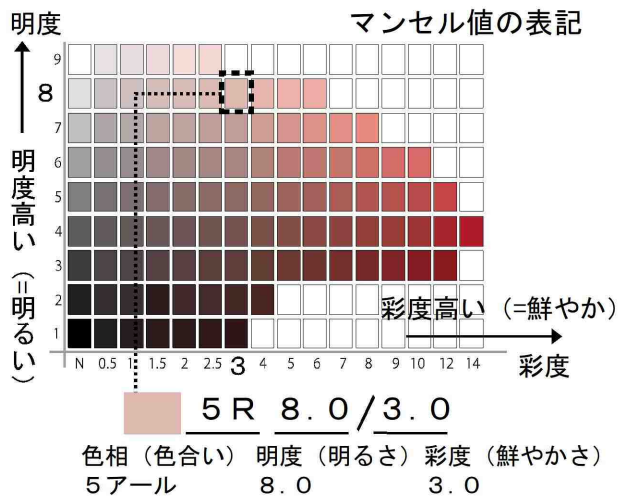
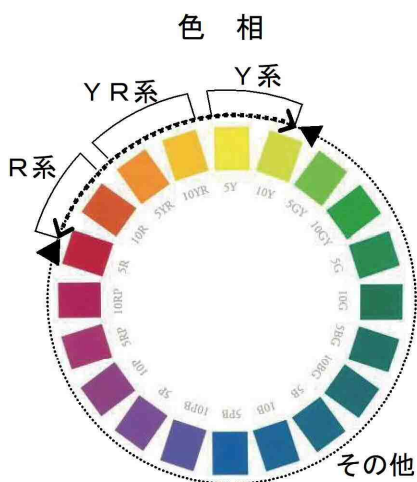
マンセル表色系は、アメリカの画家である A.H.マンセルが創案したカラーシステムで、マンセル値は、「色相」、「明度」、「彩度」の3つの属性を組み合わせて数値で表記します。

●色彩の景観形成基準

本市では、景観に与える影響が大きい一定規模以上の行為について、色彩の制限を以下のように設定します。なお、色相、彩度については全市共通としますが、明度については、歴史街道景観軸とその他の市全域とで基準値を区分します。その理由として、歴史街道景観軸については、地域に相応しい歴史的建築物の多くが低明度であるため、明度の下限値を設けないこととする一方、その他の市全域では、まちなみが暗くならないよう、明度の下限値を設定しました。

区分	色相	明度	彩度
歴史街道景観軸	R～Y	なし	4以下
	その他		2以下
その他の市全域	R～Y	4以上	6以下
	その他		2以下

※注）下記の色は印刷のため、実際のマンセル値と異なります。

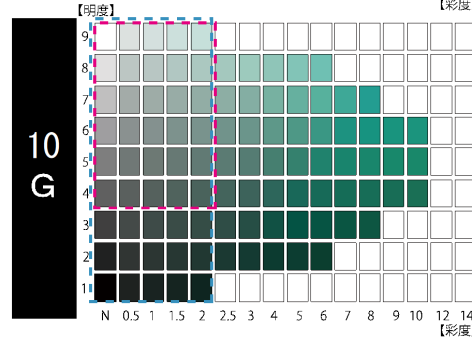
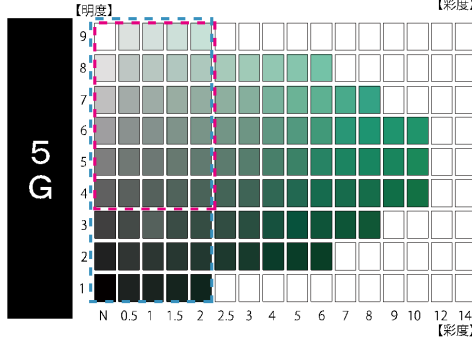
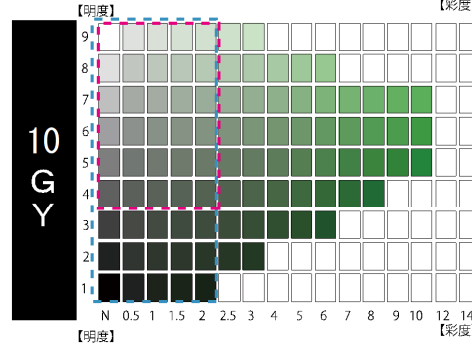
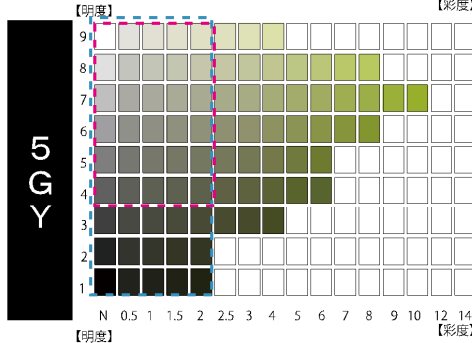
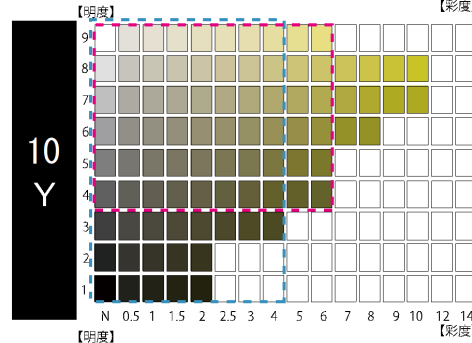
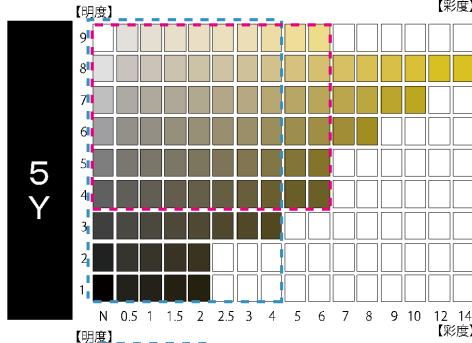
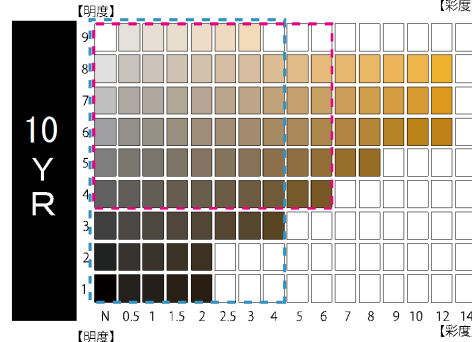
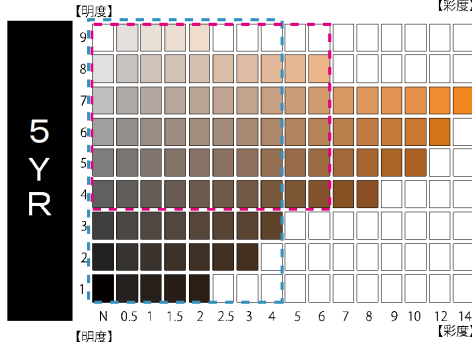
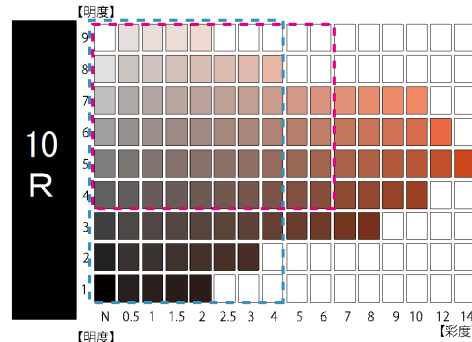
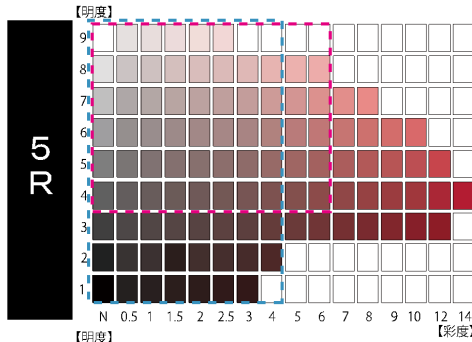




【参考】色彩基準のカラーチャート（市全域）

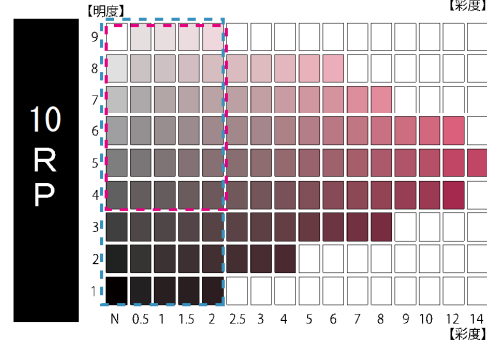
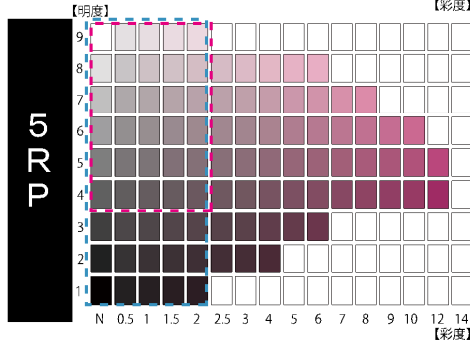
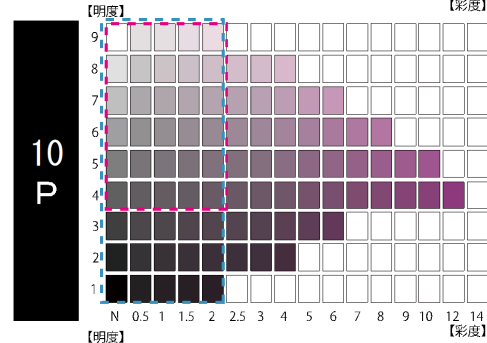
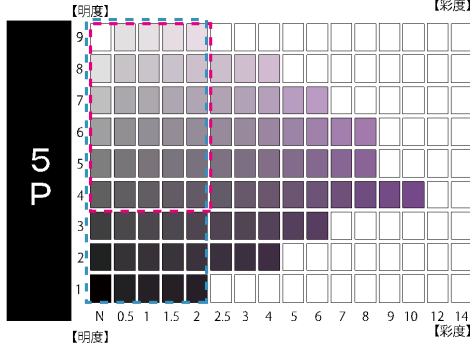
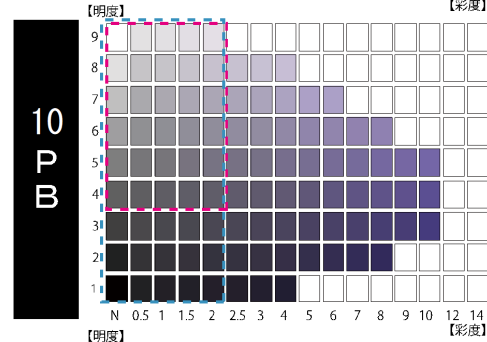
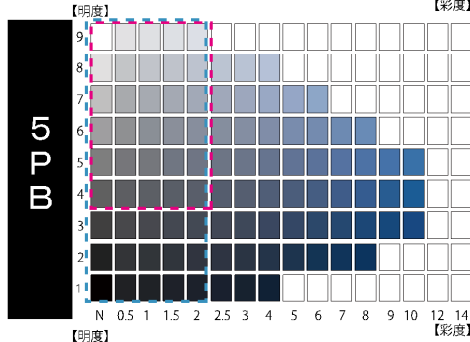
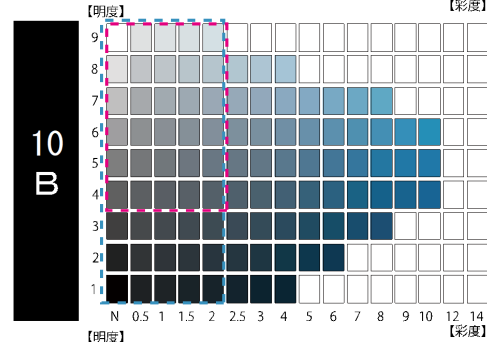
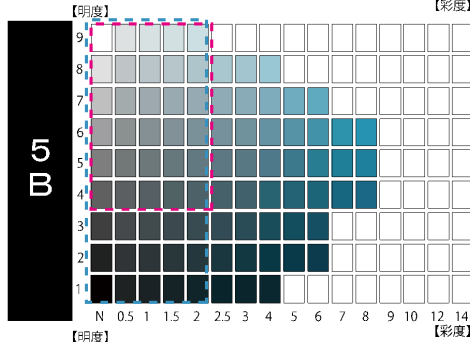
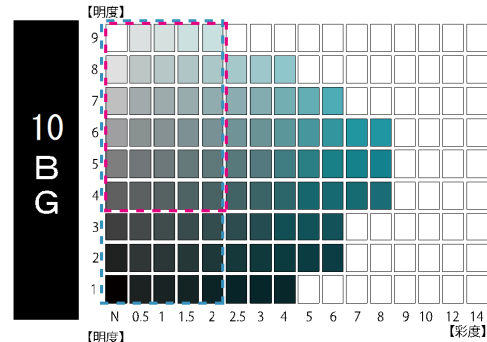
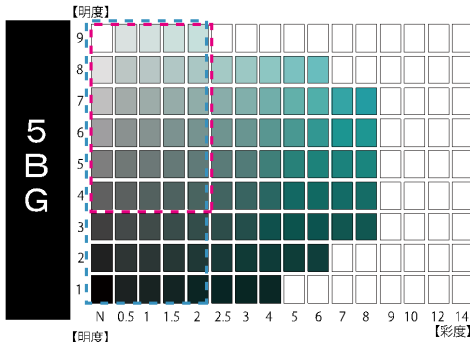
＜色彩基準＞

歴史街道景観軸

その他の市全域



< 色彩基準 >  歴史街道景観軸  その他の市全域



資料：「マンセル表色系」日本工業規格 J I S Z 8721

第4章 景観重点地区に関する事項

- 1 概要
- 2 候補地区

第4章 景観重点地区に関する事項

1 概要

本市は市全域を景観計画区域としていますが、ゾーンや軸とは別に特に優先的・計画的に景観形成を推進すべき地区、市民が特に景観を大切にしたい地区を景観重点地区として指定することができます。景観重点地区では、より細かな独自の基準を定めることができ、基準に適合しない場合は特定届出対象行為として変更命令を行うことができます。

2 候補地区

現在本市では、「尾張一宮駅前地区」「萩原・起宿地区」「木曽川沿川地区」を将来的に景観重点地区として検討を行う候補地区として位置付けます。景観重点地区として指定を行うときは、景観審議会や該当地区の住民の皆さんの意見を聞きながら良好な景観を形成できるよう進めていきます。

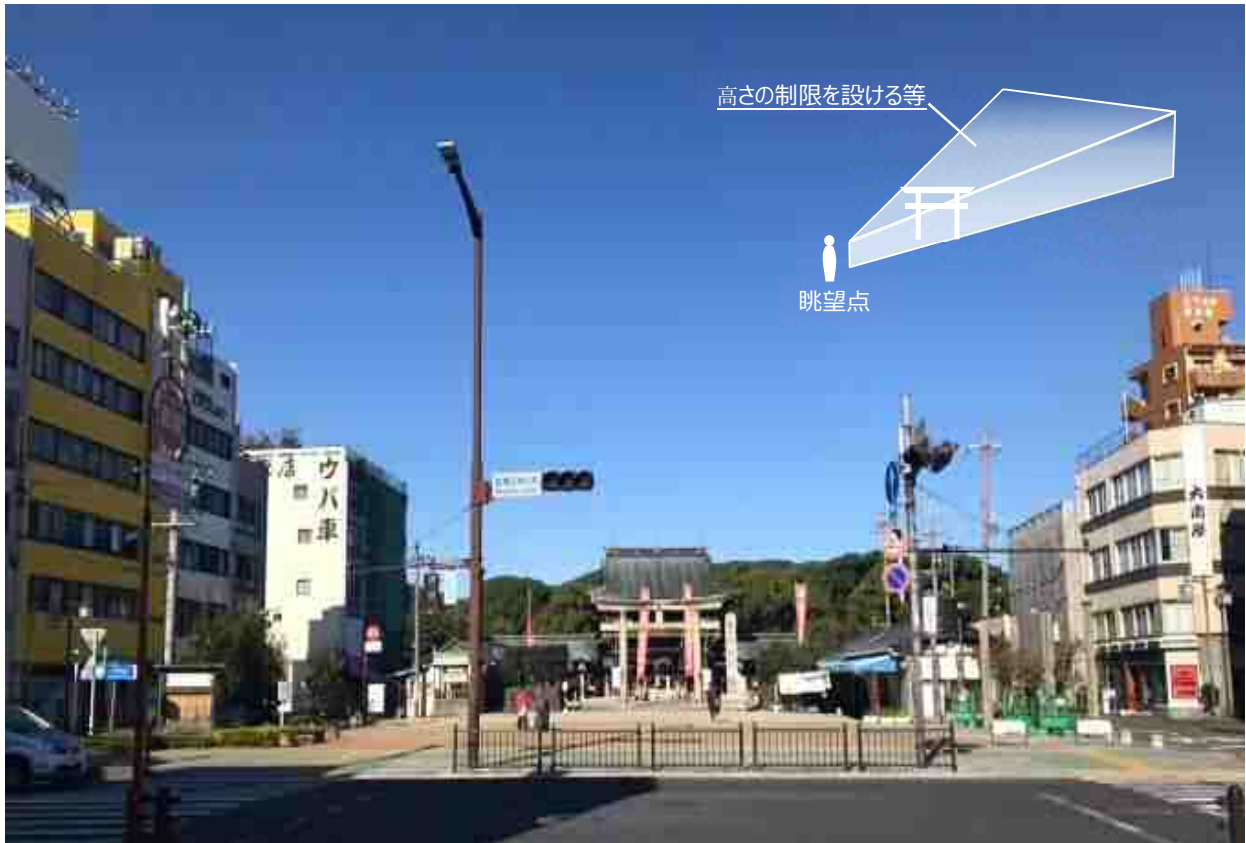


景観重点候補地区

真清田神社の眺望景観

本市において多くの観光客が訪れ、尾張国の一宮である「真清田神社」は、本市の守るべき重要な景観の一つであり、修景事業として、神社前にある、宮前三八広場の整備や前面道路の無電柱化が行われてきました。

この写真は、本町アーケード側から正面に真清田神社を眺めた景観です。アーケード側から真清田神社を正面に見た際に、神社本殿奥には、鎮守の森があり、その奥には、青空が広がっています。もしここに高層マンションが建設されてしまうと、目に止まる要素になってしまいます。今回、景観計画の策定する上で、保全すべき景観として、この真清田神社の眺望景観についても、検討していきます。



第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項

- 1 景観重要建造物の指定の方針**
- 2 景観重要樹木の指定の方針**

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項

地域住民に広く親しまれるとともに、景観上重要な建造物または樹木は、景観重要建造物または景観重要樹木として指定し、その保全と継承に努めます。

1 景観重要建造物の指定の方針

(1) 指定の方針

景観重要建造物は、景観法で規定された、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物および、建造物の敷地、建造物周辺の燈籠、敷石、石垣、付属する庭園等、建造物と一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を市が指定し保全を図る制度です。

景観重要建造物は、歴史的または芸術的価値の高さに基づき指定するものではなく、地域の良好な景観を守り育てることを重視して指定するものです。なお、文化財保護法に基づいて指定された国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物に指定され、または仮指定された建造物あるいは樹木は、景観重要建造物や景観重要樹木には指定できません。

(2) 指定基準

以下に示す項目のいずれかに該当する建造物を、景観重要建造物に指定します。なお、本計画策定時点では指定しませんが、今後、指定する際には、所有者に趣旨を説明し、意見を聞いたうえで、景観重要建造物に指定します。

- 登録有形文化財や市指定文化財に指定されている建造物
- 市民に親しまれ、地域のシンボル・ランドマークとなっている建造物
- 地域の歴史や文化を伝える、残すべき建造物

【景観重要建造物のイメージ】



藤屋旅館（長野県長野市）



白雪ブルーベリービレッジ長寿蔵（兵庫県伊丹市）

（資料：景観法アドバイザーブック（国土交通省））

2 景観重要樹木の指定の方針

(1) 指定の方針

景観重要樹木は、景観法で規定された、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木を指定する制度です。

景観重要建造物と同様、樹齢等に限らず、地域の良好な景観を守るために必要という価値判断のものについて指定の方針を定めます。県や市の文化財保護条例に基づき指定するものについては、景観重要樹木に指定することにより、保存措置の強化と枯損防止等に積極的に取り組むことが可能になります。なお、この指定は文化財保護法の規定による特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物の樹木には指定できません。

(2) 指定基準

以下に示す項目のいずれかに該当する樹木を、景観重要樹木に指定します。なお、本計画策定時点では指定しませんが、今後、指定する際には、所有者に趣旨を説明し、意見を聞いたうえで、景観重要樹木に指定します。

- 市指定天然記念物に指定されている樹木
- 地域の生活や自然、歴史、文化からみて、重要である樹木
- 市民に親しまれ、公共の場所から容易に望見される樹木



島根県松江市のタブノキ

(資料：景観法アドバイザーブック(国土交通省))

第6章 屋外広告物の行為の制限に関する事項

- 1 基本的な考え方**
- 2 屋外広告物の行為の制限に関する事項**

第6章 屋外広告物の行為の制限に関する事項

1 基本的な考え方

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものです。

建築物等と同様に景観に大きな影響を与える屋外広告物については、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を行い、建築物等の景観に関する規制・誘導と連携した景観形成を推進します。

「一宮市屋外広告物条例」に基づき、市全域における屋外広告物を対象とした規制を行うとともに、次の取組を加え、本市の屋外広告物に関する方針とします。

- 地域特性を考慮した良好な景観を形成するため、屋外広告物の整備が図られることが特に必要であると認められる地区については、一宮市屋外広告物条例に基づく「広告景観地区」として指定するなど、地域特性に応じたきめ細やかな個別の指針（広告景観指針）を定め、適切な規制を行います。
- 地域特性を考慮した良好な景観を形成する際、地域住民が広告物の色彩や意匠について、自主的な取り決めを行う地区で市長が認めた地区については、一宮市屋外広告物条例に基づく「広告物協定地区」として認定し、適切な規制を行います。
- 景観重点地区を指定する際は、当該区域における屋外広告物に関する指針や許可基準を設けるよう検討を行います。

2 屋外広告物の行為の制限に関する事項

基本的な考えを踏まえ、今後、次の区域について一宮市屋外広告物条例に基づく「広告景観地区」の指定や「広告物協定地区」の認定を行うことを検討します。

【広告景観地区の指定基準】

- 「景観重点地区」など良好な景観形成のための施策が講じられている、または、講じられる予定の区域
- 景観形成のための住民等の自主的な協定が締結されている、または、締結される予定の区域
- 屋外広告物の整備が図られることが特に必要であると認められる区域

【広告物協定地区の認定基準】

- 景観形成のための住民等の自主的な協定が締結されている、または、締結される予定の区域

第7章 景観重要公共施設に関する事項

- 1 指定の方針**
- 2 指定基準**

第7章 景観重要公共施設に関する事項

1 指定の方針

道路、河川、公園などの公共施設は、景観の骨格を構成する重要な要素であり、その周辺の土地利用と調和した整備や管理を行うことにより、効果的に良好な景観を形成することが可能となります。

このため、景観法にもとづく「景観重要公共施設」の制度を活用し、地域のまちづくりなどと連携して、都市の歴史や文化を活かした景観形成の核となる道路や、地域に親しまれる河川や都市公園などの公共施設を景観重要公共施設として指定し、良好な景観の形成に配慮した整備や管理を行うものとします。

2 指定基準

景観重要公共施設は、景観形成に重要な役割を果たす以下の施設を対象に指定します。

- 本市の景観の骨格を形成する、景観軸や景観拠点の一部を構成する公共施設
- 地域の景観形成に重要な役割を果たしている公共施設
- 開発動向があり、本市の景観形成に先導的役割を果たすことが見込まれる公共施設

検討する公共施設

本市では平成7年に銀座通り沿道を景観形成地区として指定し、形成基準に基づき景観を形成してきました。そこで、本市のシンボルロードである銀座通りを含む尾張一宮駅から真清田神社周辺エリアの公共施設を景観重要公共施設として指定するため検討していきます。



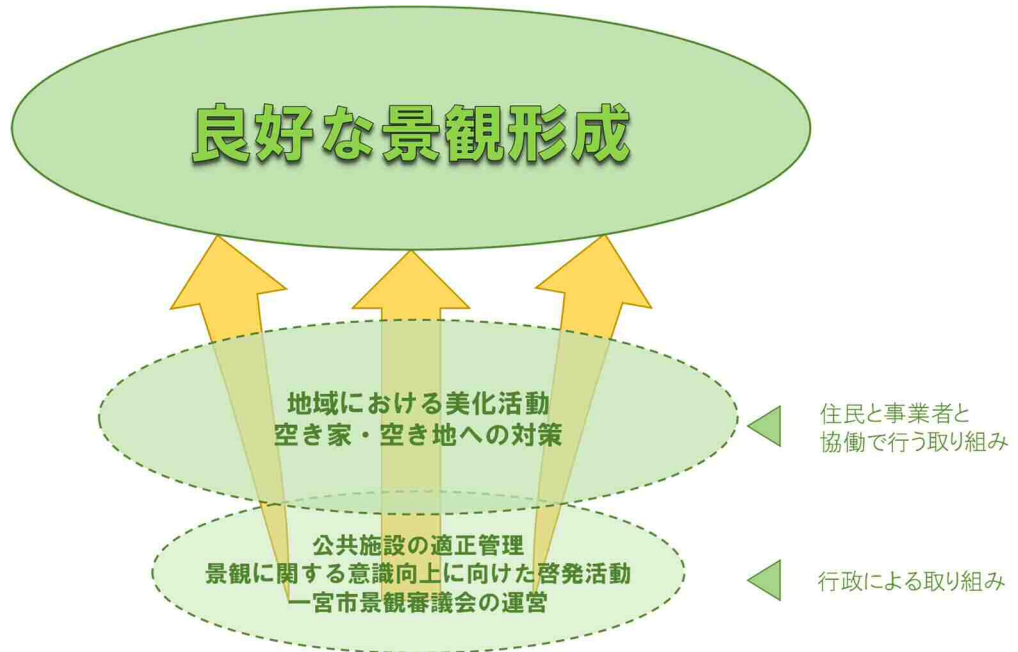
第8章 景観形成の推進に関する事項

- 1 景観形成の推進に向けて
 - (1) 行政による取り組み
 - (2) 住民と事業者と協働で行う取り組み
- 2 地域における取り組み
- 3 景観形成の施策管理について

第8章 景観形成の推進に関する事項

1 景観形成の推進に向けて

良好な景観は、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、協働による活動により形成されます。良好な景観形成に向けて、市民、事業者、行政の一体的な景観まちづくりを推進します。



(1) 行政による取り組み

○公共施設の適正管理

市民の生活の基盤となる道路、河川、公園等の公共施設は、景観を構成する重要な要素の1つです。景観重要公共施設の指定に加え、良好な景観に貢献するような公共施設の整備・改修を行う等、更なる公共施設の適正な維持管理に努めます。

○景観に関する意識向上に向けた啓発活動

住民と事業者と協働で良好な景観形成に取り組んでいくためには、市民や事業者の方々の景観に関する意識を高めていくことも必要です。これまでも様々な市民活動が行われており、その活動の中には清掃活動や、地域の緑化など景観形成に資する取り組みを行っている団体もあります。このような活動を広げていくためにウェブサイトを利用し情報発信を行うなど、意識向上につながる啓発活動について検討します。

○一宮市景観審議会の運営

景観審議会は、学識経験者や有識者、市民代表などで構成し、景観計画の変更や景観重要建造物・樹木の指定等その他景観形成上重要な事項、屋外広告物に関する事項等について、審議を行うものとします。

(2) 住民と事業者と協働で行う取り組み

○地域における美化活動

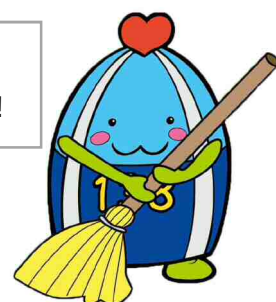
『「一宮市の景観」についてのアンケート』の結果より、一宮市の景観を損ねている要素として、不法投棄やポイ捨てされたゴミを挙げる割合が高くなっていました。行政の役割だけでなく、市民一人ひとりや企業との協働による地道な活動の積み重ねによって景観を向上させることも重要です。

アダプトプログラム

本市では、平成13年度より「アダプトプログラム（清掃から始めるまちづくり）」を導入しました。この制度は地域の道路や公園を、市民のみなさんが愛着を持って清掃・美化活動を行うもので、本市はゴミ袋や清掃道具の提供、補償保険・賠償保険への加入など、ボランティア活動を支援しています。また、現在（令和2年8月時点）は、177団体が活動中です。

みんなのまちを

みんなの手できれいに！

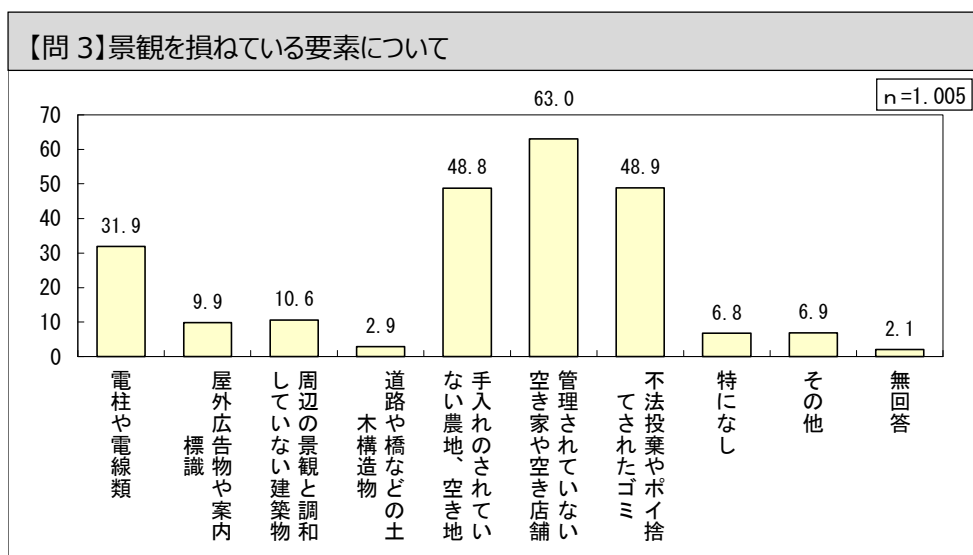


違反簡易広告物除却活動

「はり札、立看板、のぼり旗の簡易除去等事務」が平成17年4月に愛知県から一宮市に権限移譲されました。これに基づき平成17年12月に「一宮市違反簡易広告物除却活動員制度要綱」を施行し、この制度の募集を開始しました。そして平成18年7月より市民のみなさんが「違反簡易広告物除却活動員」として、違反簡易広告物除却活動を行っています。令和2年度は6団体30名の市民のみなさんにより、除却活動が行われてきました。

○空き家・空き地への対策

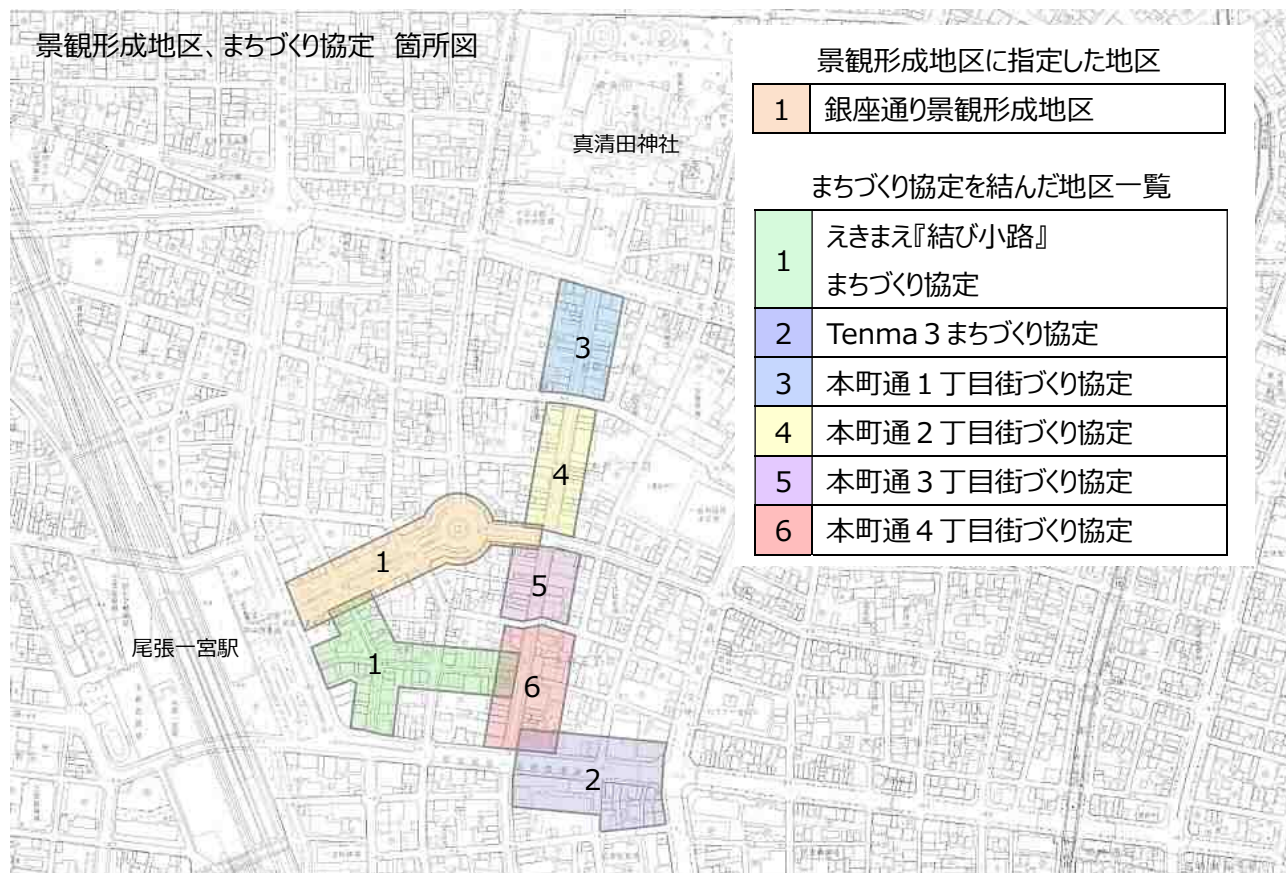
『「一宮市の景観」についてのアンケート』の結果より、一宮市の景観を損ねている要素として、管理されていない空き家や空き店舗・手入れのされていない農地、空き地を挙げる割合が最も高くなっていました。実際に市全域で空き家の増加や駐車場への転用によるまちなみの景観の悪化がみられます。老朽化した危険な空き家の解体補助金や空き家バンク等を活用しながら、市民と協力しながら空き家・空き地への対策に取り組む必要があります。



2 地域における取り組み

本市では、尾張一宮駅の駅前周辺、一宮本町通り商店街アーケード沿い、伝馬通りなどの尾張一宮駅から続く都市の基軸となる通りにおいて、一宮市の印象を左右する重要な地区であることから、関係者によってまちづくり協定が結ばれています。現在では6地区存在し、それぞれの地区において、建築物の外観の装飾や、広告物の規制、道路の維持管理といった項目の方針等が示されています。そのほか、銀座通り景観形成地区において、地区景観形成計画および地区景観形成基準が設けられており、色彩や広告物の大きさについては、定量的な基準等が設けられています。

このように、本計画で示す景観重点候補地区を含めた市内各所で地区レベルの景観を向上していくことにより、地域の景観特性に応じた良好な景観の形成につながります。今後はこれら取り組みの展開に努め、地域の動向にあわせて活動を支援します。



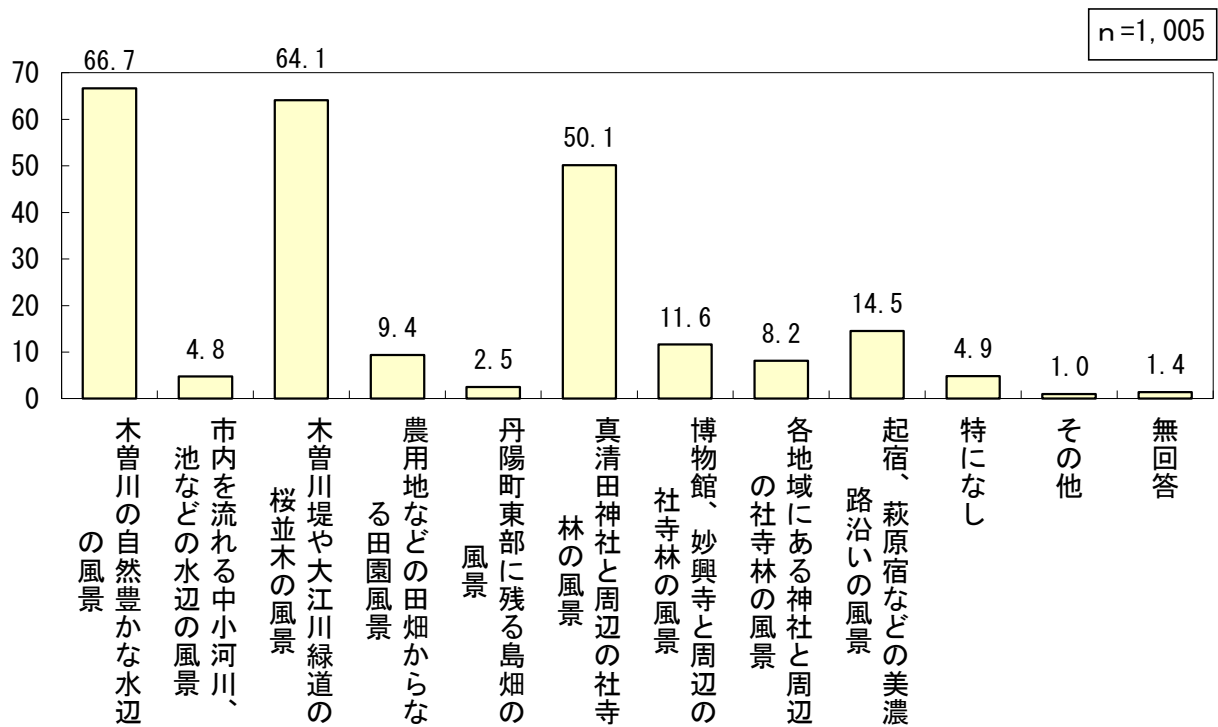
3 景観形成の施策管理について

良好な景観を形成していくには、普及啓発の推進、制度の適切な活用や運用、規制誘導の取り組み、関係機関等の連携等総合的な施策の推進をして、長期的に継続していくことが大切です。市民意識調査の実施や届出の状況を整理し、景観施策の成果や効果を把握しながら、必要に応じて適宜見直しを行うなど、施策の進捗管理を行います。

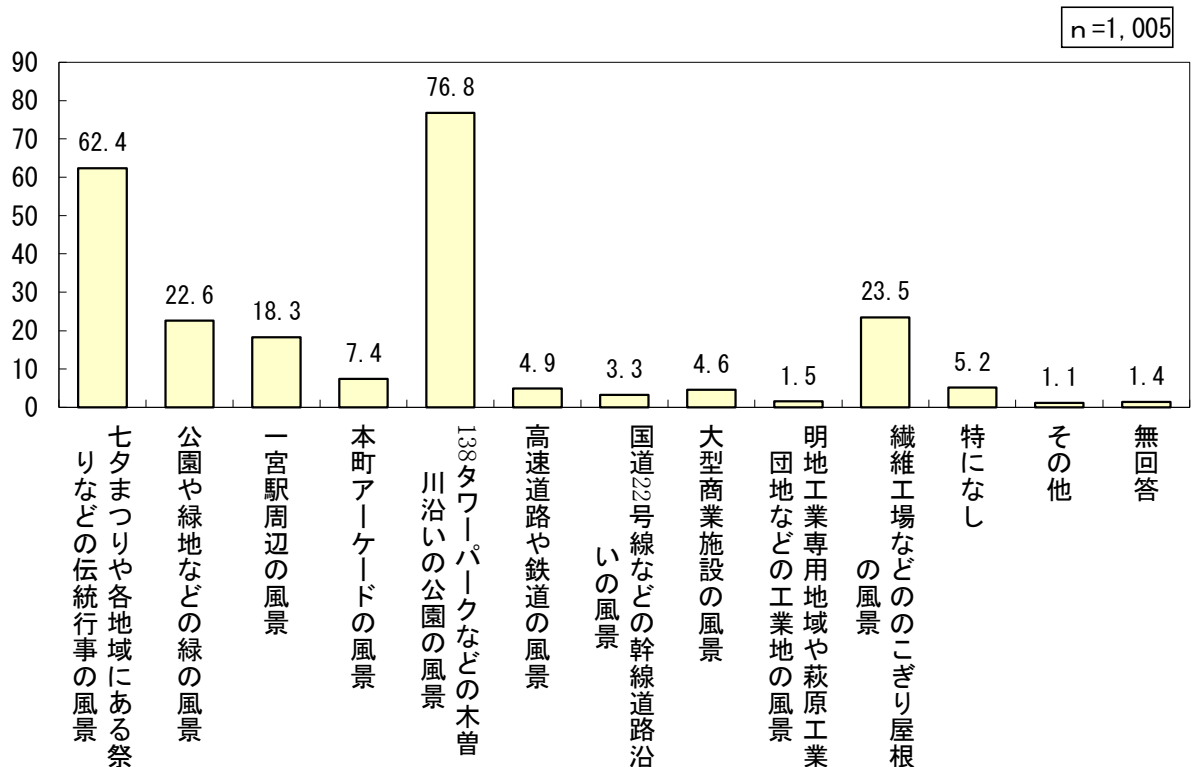
巻末資料 市政アンケート結果

【一宮市の景観】について

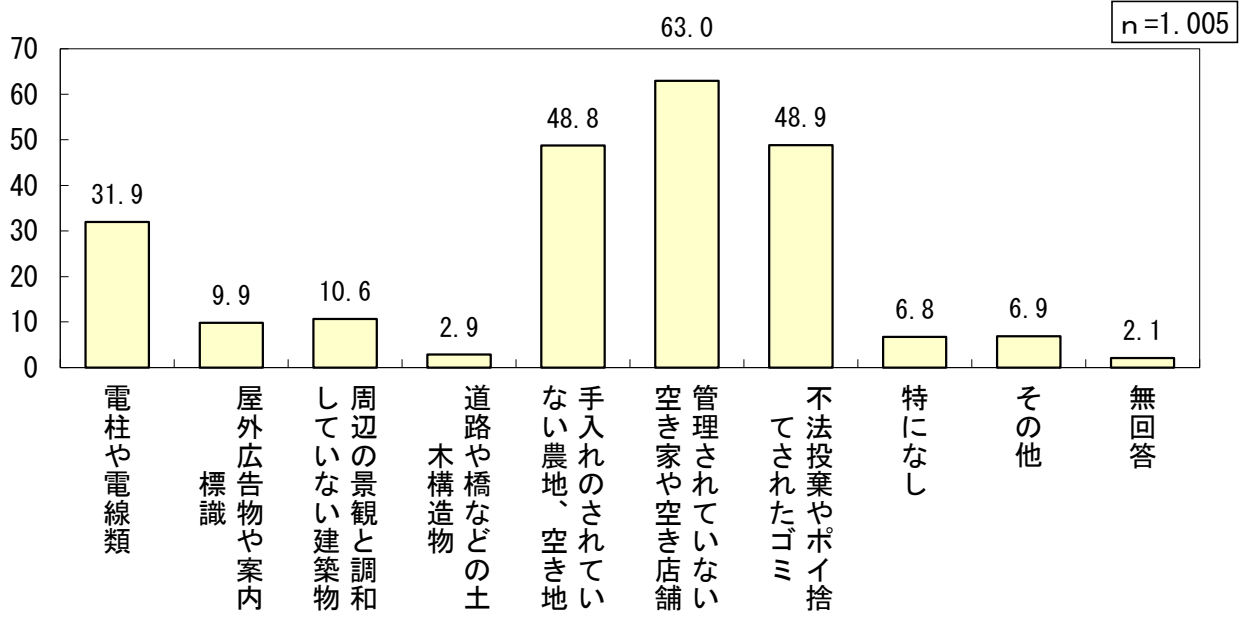
【問1】 魅力を感じる自然景観、歴史景観について



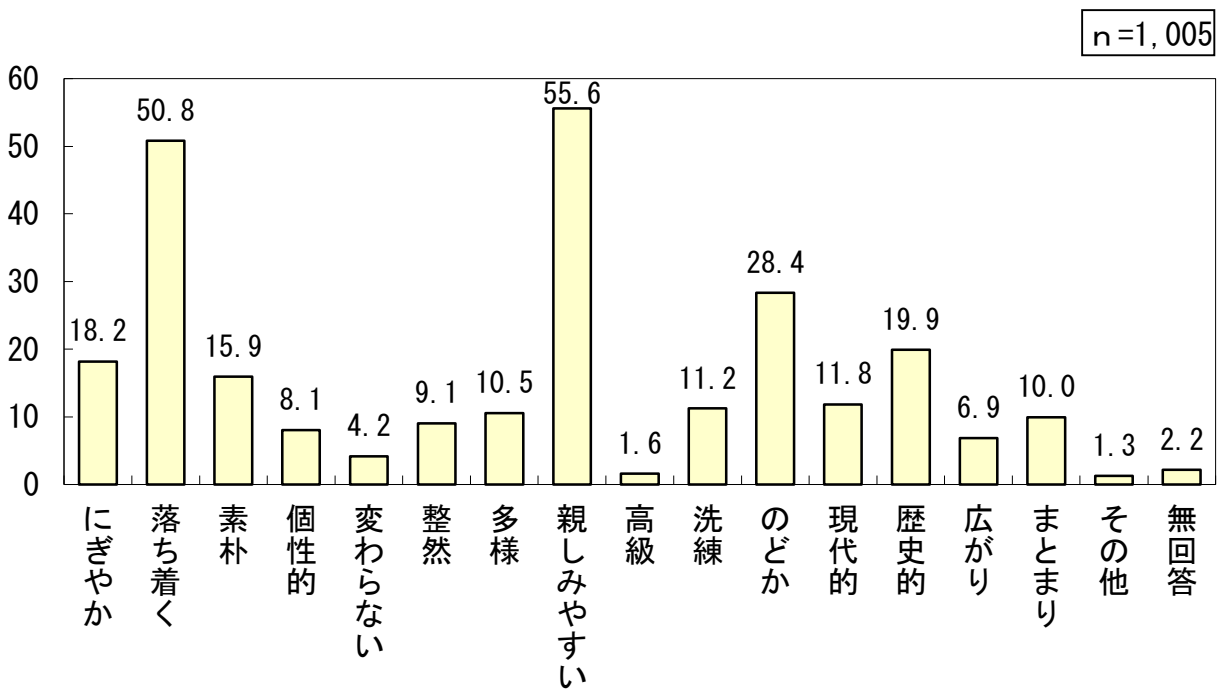
【問2】 魅力を感じる生活景観、産業景観について



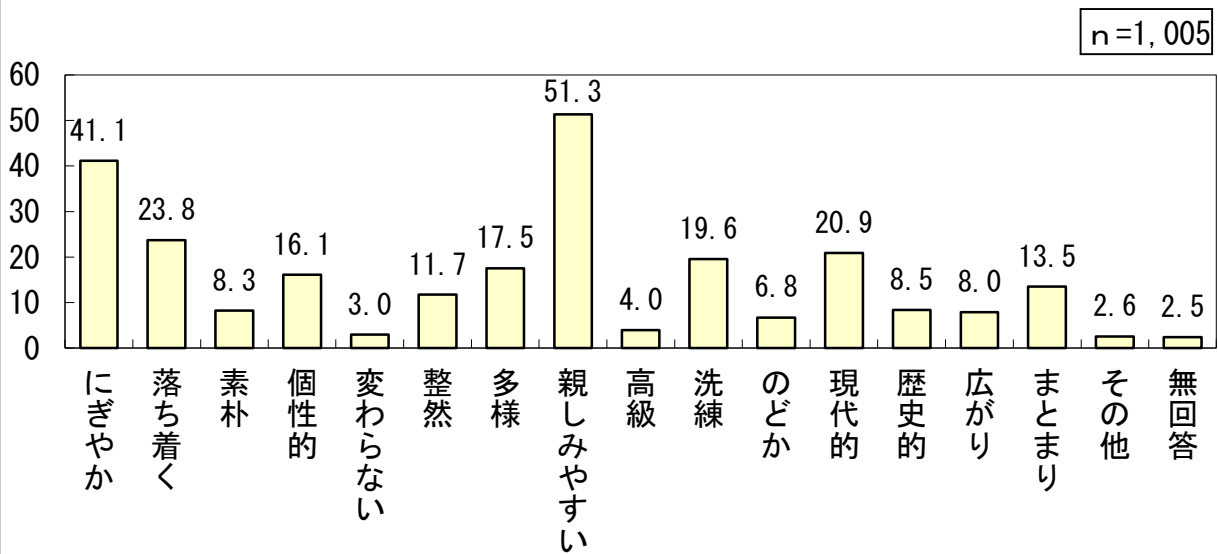
【問3】 景観を損ねている要素について



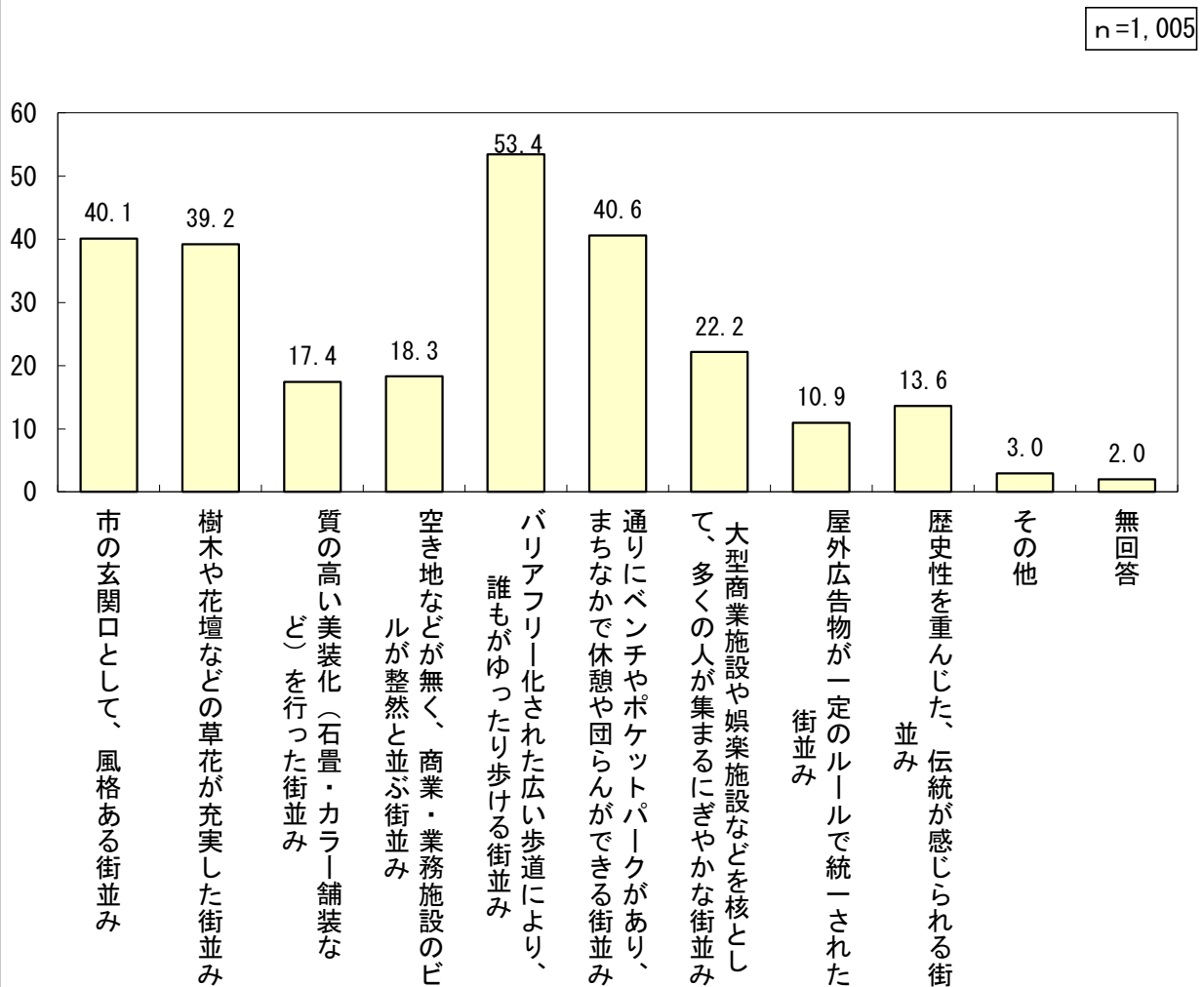
【問4】 「将来の一宮市」が目指すべき景観について



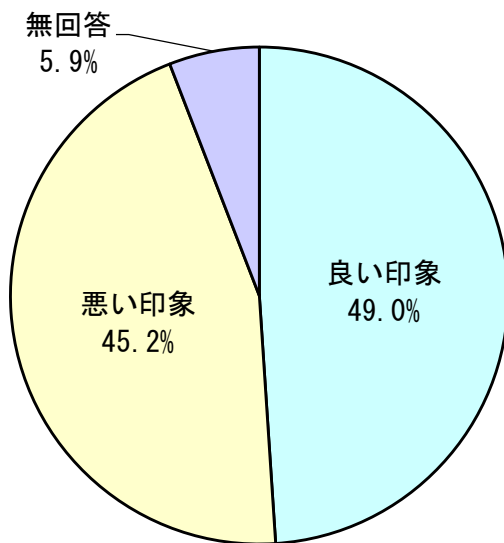
【問5】「尾張一宮駅前の銀座通り」が目指すべき景観について



【問6】銀座通りの景観が目指すべき具体的な街並みについて

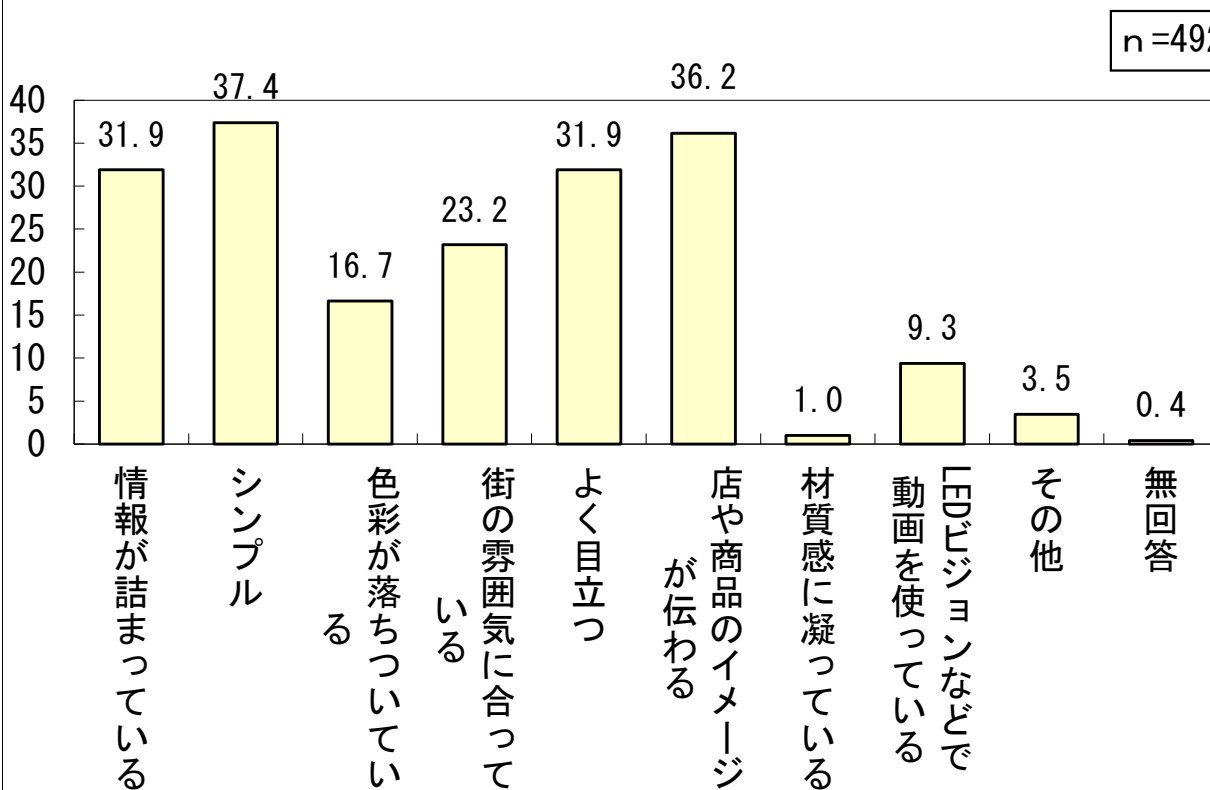


【問7】屋外広告物の印象について



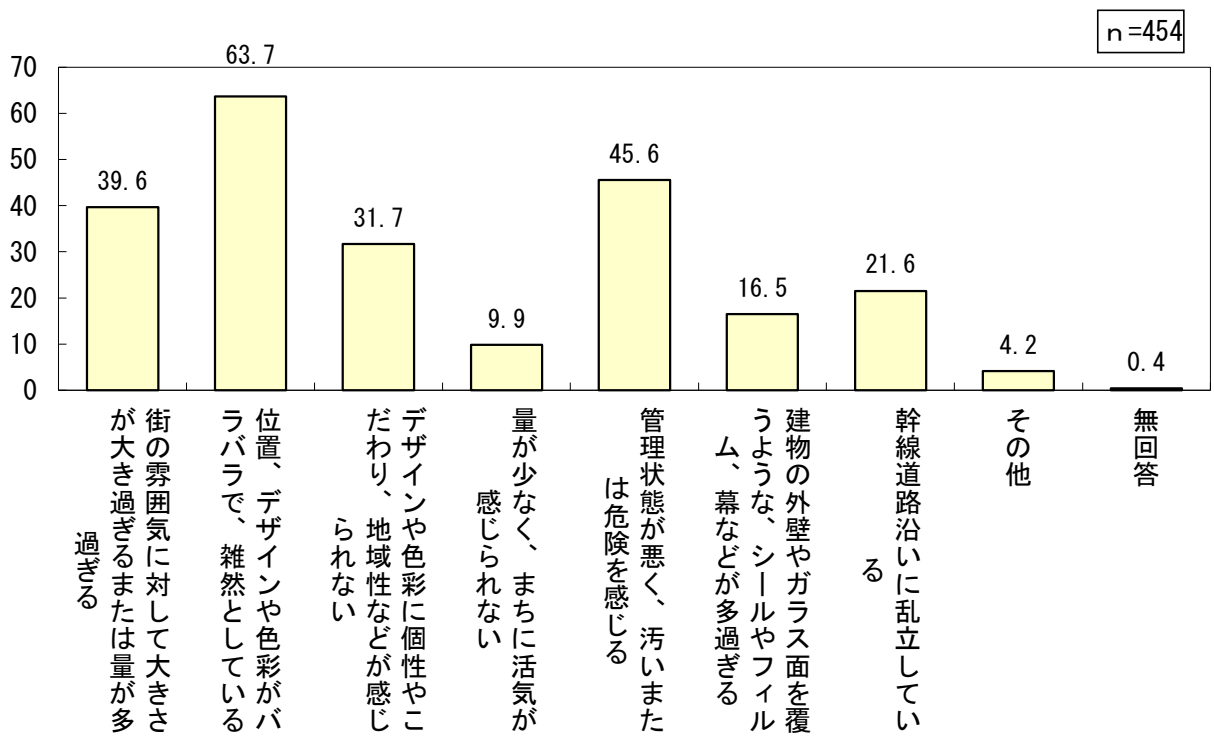
n=1,005

【問8】（問7で「良い印象」と回答）屋外広告物で良い印象を持つものについて

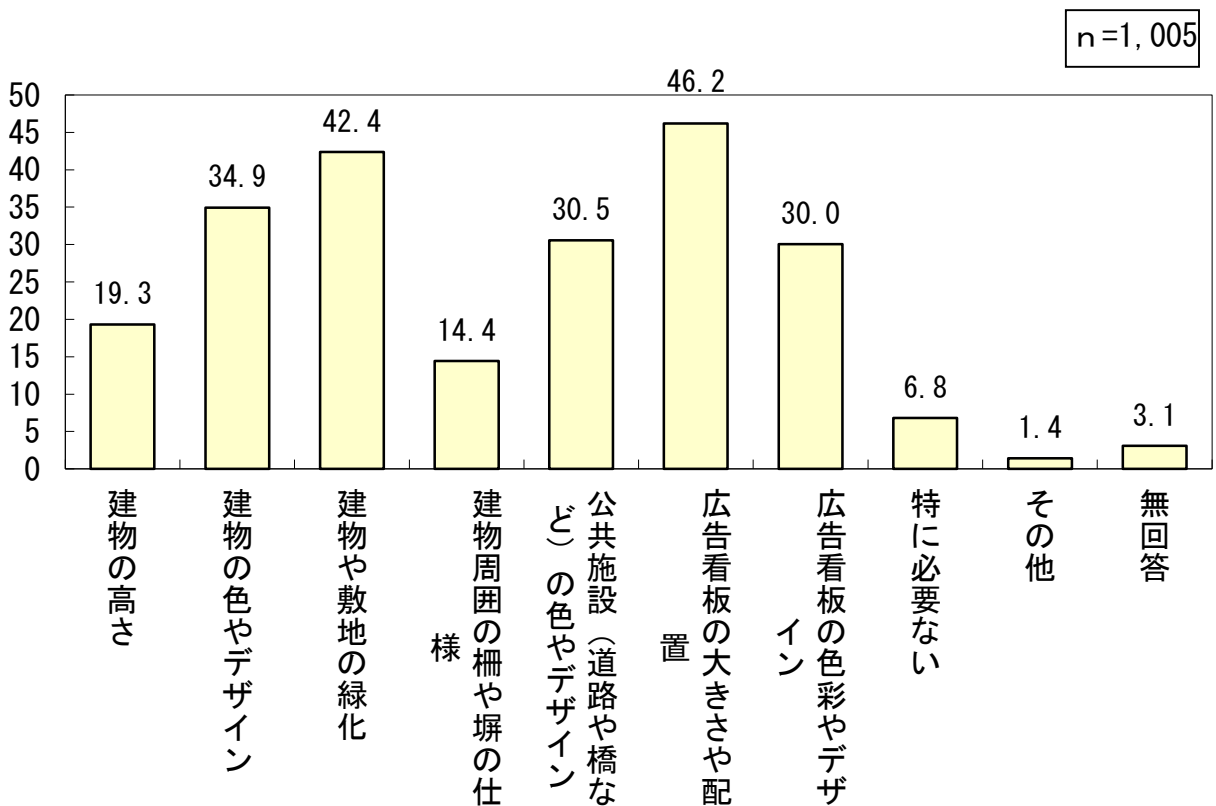


n=492

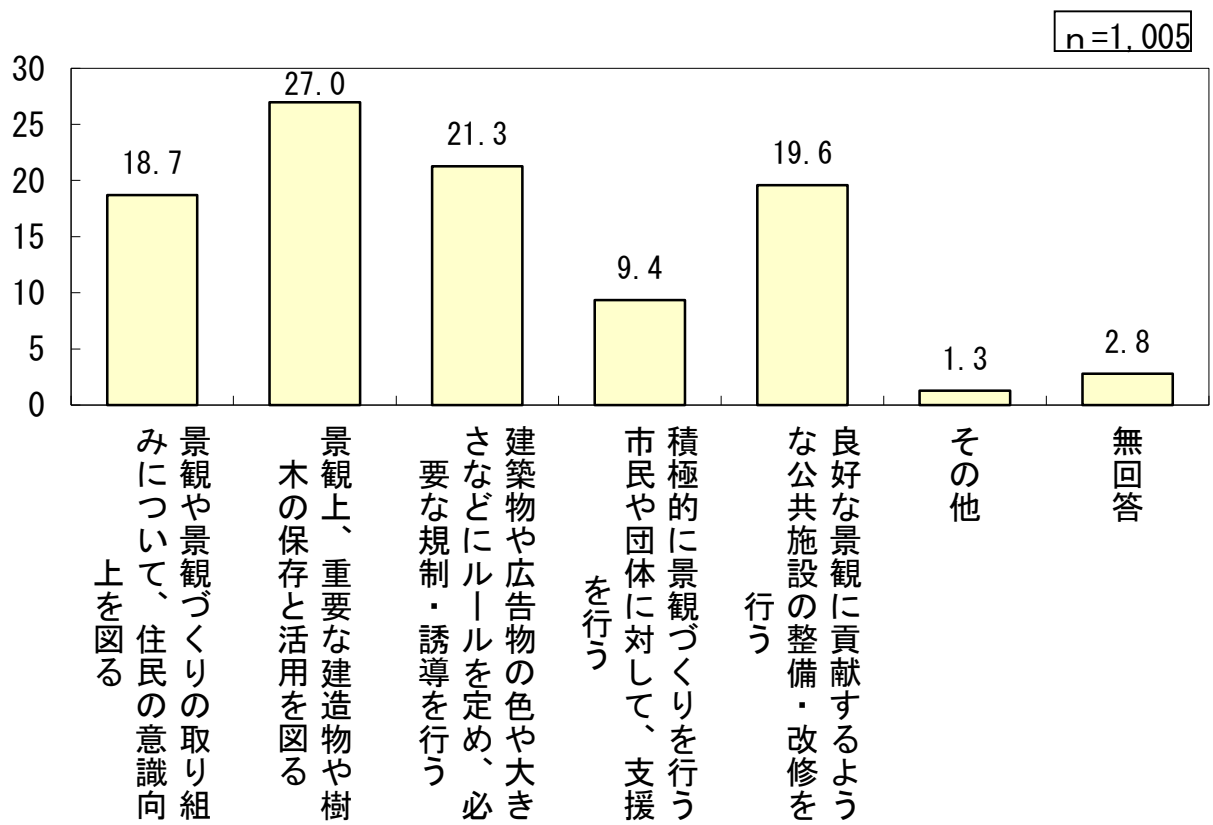
【問9】（問7で「悪い印象」と回答）屋外広告物で悪い印象を持つものについて



【問10】良好な景観をつくるために建物や屋外広告物などに、必要なルールについて



【問 11】良好な景観をつくるために重点を置くべき取り組みについて



一宮市景観計画
令和3年〇月

発行 一宮市

編集 一宮市まちづくり部都市計画課

〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

TEL 0586-28-8632(ダイヤルイン)

FAX 0586-73-9218